

平成22年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成22年12月16日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成22年12月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(19名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 3番 神岡 光人君 | 4番 新山 玄雄君 |
| 5番 平野 和生君 | 6番 魚原 満晴君 |
| 7番 今元 直寛君 | 8番 広田 清晴君 |
| 9番 安本 貞敏君 | 10番 尾元 武君 |
| 11番 中村 美子君 | 12番 中本 博明君 |
| 13番 魚谷 洋一君 | 14番 平川 敏郎君 |
| 15番 松井 岑雄君 | 17番 久保 雅己君 |
| 18番 布村 和男君 | 19番 小田 貞利君 |
| 20番 荒川 政義君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 事務局長 木元 真琴君 | 議事課長 中尾 豊樹君 |
| 書記 中村 和江君 | 書記 林 祐子君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|--------|---------------|--------|
| 町長 | 椎木 巧君 | 代表監査委員 | 相川 實君 |
| 副町長 | 岡村 春雄君 | 教育長 | 平田 武君 |
| 公営企業管理者 | | | 石原 得博君 |
| 総務部長 | 中野 守雄君 | 産業建設部長 | 嶋元 則昭君 |
| 健康福祉部長 | 田村 敏範君 | 環境生活部長 | 松井 秀文君 |
| 久賀総合支所長 | 山本 定雪君 | 大島総合支所長 | 川元 文雄君 |
| 東和総合支所長 | 菊本 雅喜君 | 橘総合支所長 | 八幡 清治君 |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 北杉 憲昌君 |
| 教育次長 | 村田 雅典君 | 公営企業局総務部長 ... | 河村 常和君 |
| 総務課長 | 西本 芳隆君 | 財政課長 | 奈良元正昭君 |
| 商工観光課長 | 吉村 昭夫君 | 農林課長 | 中原 義夫君 |

午前 9 時 30 分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。9 日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第 1 . 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告は 7 名であります。通告順に質問を許します。3 番、神岡光人議員。

議員（3 番 神岡 光人君） おはようございます。いきなりイノシシの質問です。イノシシの被害に対する対策及び補助制度についてお尋ねします。

昨年の 1 2 月定例会でイノシシ被害に関しての町の対策についてお聞きいたしましたが、今回も同じ質問となるわけではありますが、イノシシの被害に関する対策及び補助制度についての質問を行います。

昨年からイノシシによる柑橘、水稲への被害が急激にふえ、農業生産者の方々は、やっと収穫というときに農地を荒らされ、泣いております。これからも被害が増大してきそうな気配であります。そこで、現時点で町内でどれぐらいの被害が発生しているのか、状況を把握しておられると思いますので、被害件数、被害額がわかればお示し願いたいと思います。

また、増加するイノシシの被害に対し、鳥獣対策防止施設等整備事業を実施されておりますが、事業の選択基準、補助率、また捕獲実績についてもお尋ねしたいと思います。申請件数は 9 3 件と聞いておりますが、事業費及び補助金額は幾らとなっておりますか。

また、今回の補正予算で500頭の捕獲予算としておりますが、昨年の同時期とことしを比較すると、2倍以上になっております。来年度は500頭を超えるのではないかとと思いますが、何頭ぐらいの捕獲を考えておりますか、お尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、神岡議員さんの御質問にお答えしたいと思います。まず被害報告についてでございますが、農林課への報告や捕獲依頼を含めまして、4月から現在まで既に150件ぐらいの要望や要望依頼とかをいただいております。被害額につきましては、農業共済の被害を参考にいたしまして、約350万円相当というふうに考えております。特に9月以降の被害が目立ちまして、1日に二、三件平均の電話を受けているような状況でございます。町内での各集会等におきまして、イノシシ被害の対策についての大変な要望をいただいているというような状況でございます。その対策といたしましては、昨年よりイノシシによるみかんの食害や水稲での被害が聞かれるようになりまして、本年度において柑橘、野菜、水稲を対象とした電気さくやトタンによる防御を基本としたものと、大島郡猟友会に委託して、くくりわなを主体とした捕獲を実施いたしております。

今議員さんからもありましたように、今回の定例会におきまして補正予算をお願いしておりますが、イノシシの捕獲委託金といたしまして、当初予定の300頭にさらに200頭を追加し、500頭にして180万円の予算を追加し、さらに捕獲資材として各猟友会に箱わな4基、44万8,000円を新規に計上させていただきました。

捕獲数につきましては2カ月に1度集計をいたしておりますが、今年度の捕獲数は、11月末でございますが、296頭を捕獲しておりまして、昨年度の同時期、140頭であったものを考えますと大幅にふえておりまして、本年度末ではかなりの捕獲実績が上がると思われま。

次に、鳥獣被害防止施設等整備事業補助制度についてでございますが、事業内容はイノシシ、タヌキの農作物の被害防止施設等の整備を主体といたしまして、電気さく、トタンの資材が補助対象となっております。採択基準は柑橘、水稲等で1カ所おおむね2アール以上、2分の1の補助でございます。補助基準額は10万円として、補助金の上限は5万円でございます。申請件数は既に93件となっております。こちら今回の補正によりまして当初予算の補助金150万円にさらに150万円追加をお願いしているものでございますが、事業費ベースで申し上げますと、この補正後では補助額が300万円でございますので、事業費ベースで600万円という事業になるのではないかと考えております。

イノシシ対策の今後の方針といたしましては、防御対策として現制度にワイヤーメッシュ等も追加いたしまして、農家の要望にできるだけ対応していけるよう検討しているところでございます。新年度予算には被害の防止対策としての補助金及び捕獲委託金につきましても、今年度予算

より大幅に増額をいたしまして、本格的、大々的にその対策に取り組んでいくというふうを考えておるところでございますので、ぜひとも御理解いただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 捕獲実績について296頭とお聞きいたしました。旧町ごとの頭数は幾らになっておりますか。

それと、2カ月ごとに捕獲数を集計されると回答されましたが、報告を求めます。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それではお答えいたします。

最初に、旧町ごとの頭数の報告をいたします。旧大島地区で90頭、旧久賀地区で48頭、旧橘地区で64頭、旧東和地区で94頭となっております。

続きまして、2カ月ごとの捕獲実績を報告いたします。4月、5月で77頭、6月、7月で35頭、8月、9月で47頭、10月、11月分で140頭となっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 今の答弁で2カ月ごとの捕獲頭数を見てみますと、10、11月が特に多いようでございますが、この被害内容についてわかれば、そこも答弁お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 被害内容につきましては、もう田のほうについては水稻がないので、果樹がほとんどだと思います。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 続いて、鳥獣被害対策施設等整備事業についてお尋ねいたします。

私のところにも電話があり、柳井で電気さく、トタンさく等を購入し、JAに補助金の申請に行ったら、補助の対象にならないと言われたそうであります。農林課にも問い合わせをいたしました。なぜJAで購入しなければ補助金が交付されないのか、ほかにも同様の方がたくさんおられると思います。補助金が交付できない理由、また申請方法についてお伺いいたします。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それではお答えいたします。

電気さくの補助制度につきましては、平成20年までは柑橘園のタヌキ対策として県の補助金を受けてJAが事業主体となって実施しておりました。そこで、これまで取り組んできた電気さくの補助金との重複を避けるため、JAを事業主体として引き続き実施をしております。

そして、申請につきましては、実施箇所を明示し、JA支所に申請をし、許可決定を受けてから事業実施をしていただくこととなっております。

なお、先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、今の現制度にワイヤーメッシュ等も追加し、多くの住民の方々に利用していただけるよう、来年度に向け協議検討していきたいと思っております。

そして、周知につきましては、今年度はもう要望が出尽くした状況でございますので、今後JAと町で周知を徹底していきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 話が行ったり来たりで申しわけないんですが、つい最近の話であります。前島にイノシシが上陸するのを発見したという情報が私のほうへ入っておりますが、農林課のほうへ報告があったのかどうか。御存じのように、前島には老若男女、舌がもつれそうですが、若い人や年寄りや、13人くらい住んでおられると聞いておりますが、この島も特に高齢化が進んでおり、その対応、対策をできるものではありません。さらには、イノシシの食糧がなければ、民家にも被害を受ける可能性が大であります。早急なる捕獲対策が必要と考えますが、その点について現実的な対応・対策についてお尋ねいたします。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それではお答えいたします。

今の前島地区につきましては、役場のほうへ報告がありました。前島の住民の方が島へ上がっているのを1匹確認したそうです。そして、今のイノシシの捕獲につきましては、資格を持った猟友会のほうへ委託をしてとらなければなりません。そして、農地等に被害が起きた場合には、お願いをしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） また先ほどの答弁の続きであります。再度お伺いいたします。町の考えはよくわかりました。

最後に、くどいようですが、補助金の まあ言うてどうかようわからんのじゃが、半分ぐらいでも、2分の1の2分の1ぐらいでも、またどうにかならないでしょうか、返してもらえないでしょうかね。答弁のほう、よろしく。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それではお答えいたします。補助金要綱に基づき事務を行っております。大変申しわけありませんが、今年度につきましては交付することができません。

また、問い合わせ等がありましたら、今後は申請をしてやってくれるように指導をお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 何のことかわからなかったと思われる方もおられるでしょう。実

は、この先ほどの質問の中に、JAを通さずに、柳井で資材を購入するのに12万円ちょっとかかったそうであります。で、町のほうへ行ったら、これはJAのほうが窓口になっておりますのでJA行ってくれということで、その領収書を持ってJAのほうへ行ったんですが、これはうちで買ってないから補助の対象になりませんということでありました。で、こういう方も、私みたいに気の弱い方もたくさんおられて、よう言っ出てない方もおられると思うんですよ。だから、そういう方への何か救済方法といいますか、何かいい方法はございませんでしょうか。町長、ひとつよろしく。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今年度の事業につきましては、既にもう、ずっと年度当初からこの要綱で進めておるわけでございまして、その12万円ほど柳井のほうでお買い求めになられた方というのは、この事業の内容がよく周知されてなかったということではないかと思いますが、今年度は既にもう、いま今回の補正予算もその要項に基づいて予算計上しておるものでございますから、今年度につきましてはちょっと、なかなか今すぐそこを変更するということは難しいのではないかと思います。

今の御要望を踏まえまして、新年度の予算計上の中ではそういうことが柔軟にできないか、十分検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 納得のいく答弁でございました。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 次に、14番、平川敏郎議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 改めまして、おはようございます。14番、平川です。通告させていただきました久賀中学校校舎建物についてであります。先日の臨時議会終了後、全員協議会において小中学校の耐震診断結果及び今後の取り組みについて説明を受けましたが、改めまして確認及び今後の取り組みについて質問させていただきます。

御存じのように、久賀中学校校舎建物の建設年度は管理・普通教室棟、昭和34年、特別教室棟、昭和35年、教室棟、技術室、これが昭和37年であり、建物の老朽化が大きく進んでいるのが現状であります。合併前の旧久賀町のときより漏水補修、モルタル剥離補修、クラック補修等、多額の予算を費やし整備したものの、新町になっても修繕費が計上され整備をされています。

私どもも、毎年の恒例の卒業式、入学式、運動会、発表会等に出席の際に痛感しているのですが、1階の内部の廊下は土間コンクリートが下がり、勾配のある廊下となり、出席されている来賓の方々も、早急にこの本校の建物の整備はできないものかという苦言を随分いただいております。

す。

また、中学校統合により橘地区からも生徒が通学しており、こんな学校だったのかというような声も随分聞いております。ほかの小中学校の耐震補強及び改築は随分進んでいるということをご理解しておりますが、生徒にとって安全で快適な生活環境の確保が必要不可欠、早急な課題だと考えております。

平成18年2月17日、久賀総合センターで開催の学校統合説明会の中で、本校は文部科学省がRC建物においてIs値 耐震性能を表す指標、これが0.9を指定数値にしてあるのが、第1次耐震診断結果で、管理・普通教室棟0.23、特別教室棟0.13、技術室、これが0.19と記憶しております。町長の耐震化建物の取り組みについては、父兄を初め地域の方々より高い評価を受けていることは認識しております。その説明会の後、その後4年近く経過しておりますが、再確認のためこの第2次耐震診断を踏まえ、事業予算計画並びに耐震補強を行うのか、改築をされるのか、再確認のため見解をお伺いいたします。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 平川議員からの久賀中学校校舎建物についての御質問にお答えいたします。

町内の小中学校の耐震化問題につきましては、先月開催の議会全員協議会で御説明したところであり、再確認のためということでの御質問でありますので、重複するところがありますが、御了承のほどお願い申し上げます。

学校施設については、昭和56年以前の旧建築基準法によって建設された建物は耐震性がないものとされており、国の補助事業にあわせて耐震化を推進するためには、耐震第1次診断、第2次診断を経て建物の改築、改修をする計画を立てることになっております。

本町の場合、第2次診断が平成21年度にすべて完了し、それぞれの学校施設の耐震性を示す構造耐震指標 Is 値が出されました。その数値が低い施設から耐震化促進を進めていくことが、児童、生徒の安心・安全につながるという判断のもと、教育委員会においては年次計画的に耐震化を進めていきたいと考えております。

御質問の中で、平成18年の学校統合説明会での第1次診断の数値を挙げられましたが、その後、第2次診断が終了しておりますので、それも含めて御紹介したいと存じます。

久賀中学校校舎は、体育館を除いて三つの建物から構成されておりますので、個々に御説明いたします。管理・普通教室棟3階建、1,797平方メートルは、昭和34年に建設されたもので、第1次診断が0.23、コンクリート強度が15.7でありましたが、第2次診断が0.27であります。

次に、特別教室棟2階建、991平方メートルは、昭和35年建設、第1次診断が0.13、

コンクリート強度が21.2、第2次診断が0.33であります。

続いて、技術教室棟、1階建、234平方メートルは、昭和37年建設、第1次診断が0.19、コンクリート強度は18.1であります。第2次診断が0.72で、耐震性があると判定されております。

以上が個々のデータであります。

今後の取り組みですが、先日の全員協議会の中でも御説明いたしましたが、教育委員会といたしましては、予算的に大変厳しい状況ではありますが、財源の確保がいただければ、来年度予算で久賀中学校校舎を改築するための計画設計を行い、24年度以降に久賀中学校校舎の耐震化工事を進めていきたいと考えております。

なお、御承知のことと存じますが、改築とは校舎の補修ではなく建てかえということでありませう。久賀中のみならず他の耐震性がないといわれている校舎についても、財源の確保と計画が順調に進捗すれば、平成26年度末には改修という形で、学校施設は耐震化率100%が達成できると考えております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 先ほどの答弁で管理・普通教室棟がI s値が、第1次診断が0.23、第2次診断が0.27となっており、ほかの特別教室棟、技術教室棟はI s値が0.3以上ということで理解いたしました。管理・普通教室棟のみI s値が0.3以下でありますので、大きな地震が発生した場合、倒壊の可能性が高いというように考えております。平成23年度予算で管理・普通教室棟を改築の計画設計を行い、翌平成24年度改築を行い、ほかの特別教室棟、技術教室棟も平成24年度より耐震補強工事を行うというような答弁であったと思います。しかしながら、改築となると多額の事業費がかかり、本町も特に急を要する事業もたくさんあり、財源の乏しい本町にとって大変ということは十分理解しております。改築となると、私が経験上思うには、事業費が平米約23万円から25万円程度かかり、先ほどの管理・普通教室棟にあっては1,797でしたか、説明があったと思うんですが、それを約24万円としても、やはり約4億3,000万円余りの試算となり、解体ほか仮設校舎ともでも約5億円以上の多額の事業費が必要と考えられます。教育委員会のほうも御存じだろうと思うんですが、つい最近ですが、テレビで拝見しました、柳井市ではこの耐震補強で多額の費用がかかるということで、プレハブメーカーによる建物リース併用、それ、リース償還後に最後は買い取りという事業で、耐震建物に改築したという自治体の事例も聞いておりますが、それらを参考にして、再度その辺のところはどういう状態かお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） まず、前段にございました改築の関係で、議員さんのほうから管

理・普通教室棟3階建、特別教室棟、技術教室棟ということの三つの建物の関係で、管理・普通教室棟の3階建を改築して、その後順次、特別教室棟2階建、技術教室棟をやられるのではなからうかというふうに受け取られたようでございますが、実は私ども今年度の22年度の予算で久賀中学校の耐震化調査業務委託料ということで予算をいただきました。

その中で、9月の終わりにその報告書でき上がったわけでございますが、耐震化を進めるに当たって、一つは改築、それから改修、それから軽量鉄骨、いわゆるプレハブの三つの案が出されました。それぞれのメリットあるいはデメリットが検討されておるわけでございますが、詳細は省略させていただきたいと思っております。その中で、基本的には今の三つの校舎、改築をすればもう一つにどうにかまとまるんじゃないかという報告書です。

それから、改修についてはブレースを入れたり鉄骨を入れたり改修していこうということ。

それからもう一つ、後段に御質問ございました、柳井市においてプレハブの校舎云々でございます。これにつきましては、ちょうど報告書ができ上がった段階ごろに、新聞あるいはテレビ等で、柳井市においてそういった建物、校舎ができたということをお聞きしましたので、10月に入りまして教育委員さん全員と事務局職員で三つの小学校のうちの一つであります伊陸小学校を視察させていただきました。で、この校舎につきましては、1棟が499平米という非常に小さな建物でございます、今の久賀中学校の生徒に照らし合わせまして校舎をつくとすれば、先ほどの調査報告書の中でいけば約2億2,000万円かかるという報告が出ておりました。それで、伊陸の場合におきましては、毎年500万円のリース代金で10年リースで5,000万円になりまして、リースの完了後は市の所有の建物になると、議員おっしゃるとおりでございます。しかし、先ほど申しましたように規模が小さいということ、それから久賀の場合には約2億2,000万円という概算が出ておりましたので、いろいろ検討いたしましたけども、またリースであれば補助金が出ないということもありました。で、リース形式でなければ国の補助金は使えるというような情報もあるわけでございますが、プレハブの耐用年数が法的には27年と、コンクリート建築については60年でございますがプレハブの場合は27年ということもありました。したがって、将来長く使用することを考えますと、本格的な建築のほうが経済的ではなからうかということで、プレハブ建築につきましては教育委員会としては好ましくないという結論を出したところであります。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 今次長の答弁の中の、ちょっと聞き取りが悪かったかわからんですが、教室棟とほかの技術棟も一緒にまとめられるんじゃないかということですかね。それで今コンサルさん検討中ということですね。じゃあ、そうなると、時期的にまだまだ伸びていって、例えば25年ぐらいになるとかということはないですかね。今僕は先ほどからの質問は、一番

懸念しておるのが、やはりこの周防大島町は東南海・南海地震防災対策推進地域という指定を受けて、もう一刻も早く0.3以下の建物は、もしこれは仮の話ですが、震度5以上、6弱というような激震が来たときには、0.3以下は倒壊の可能性が高いですよというのが、確か随分言われておると思うんですよ。そうすると、地震はそりゃ時も場所も選ばないんですから、今あるかわからん。そりゃ100年後にあるか、まあデータでは30年とか50年とかいっておりますけど、いつあるかわからんので、私が一番懸念するのは、早急にその三つを考えていかれると、随分時間と費用といったらあれですが、完了までに随分時間がかかるんじゃないかと思うんですよ。だから、教室棟を縮小するちゅうか、一緒にされるんだったら、早目にできる方向性を、まあ予算も当然あるんですが、見つけられて早急にやるという方向を、今の三つを一緒にするとなると結構時間的なものがかかってくるんじゃないかないうところ。その辺、ちょっと済いません、もう一回。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 私の言葉足らずでございまして、三つを一緒にするというよりも、今の面積、それぞれ校舎の面積がございまして、それに見合うような形のものをまず大きな校舎を建てたいという基本的なものがございまして。それに向かっていくには、今の旧校舎が耐震性のあるもの、ないものございまして、若干弱いところもあります。それらを多少なりとも補強をして、そこへ生徒を異動させて、旧耐震で引っかかっておる部分について解体をして、そこに新しい校舎を建てたらどうかというような手順でやっていこうということが先般の検討報告書の中にあるわけでございます。これを踏まえて23年度に詳細な設計の予算を組んでいって、24年度から着工していきたいというのが先般の臨時議会におきますところの全員協議会での説明でございます。私、ちょっと言葉足らずで申しわけございません。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 大体理解できました。この耐震化、実は自分をちょっといいように言うわけじゃないんですが、阪神大震災のときにその、発生後、私どのくらいたってかちょっと記憶がないんですが、私も県の危険度判定士というライセンスを持っているんで、視察にちょっと行かせてもらったんですが、そのときに本当痛感したのは、地震はときも場所も選ばん、いつ起こるかわからん。こういうことは今後前向きに、本当早め早めの処置が必要だなちゅうのを痛感したんで、確かそのときも、見してもらったところで、ちょっとここを補強しとったら倒壊がなかったんだがなちゅうようなところも見受けられたわけですよ。今町長も、先ほど私申し上げましたけど、そりゃ地域の方、PTAの方等々が耐震に向けてやっていただいております。ただ、久賀中学校が今の、次長も御存じのように、雨漏りもある、で、耐震もないという状況を、そのまま生徒を勉強させておくというのは、本当かわ

いそうな話だなというところで、早急に、本校に通う生徒が安全で快適な生活環境の中で学校生活を送れるよう、一刻も早くこの問題に取り組んでいただくことを切にお願いして、14番、平川、一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、2番、杉山藤雄議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 2番、杉山藤雄です。一般質問をさせていただきます。

二つほど質問の通告をしておりますが、一つはTPP交渉への参加についてであります。もう一つは、先ほど同僚議員からの質問がありましたが、イノシシの被害に関連して質問させていただきます。

それでは、1番目のTPP交渉への参加についてであります。御案内のとおり環太平洋連携協定、いわゆるTPPであります。この交渉に参加するという点について、政府が既に11月9日の閣議において決定しております。御案内のように、この協定はアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、そして東南アジアなどの9カ国が参加して、関税を撤廃し、貿易の自由化を目指すことを目標にしております。特にアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドは、農産物を輸出する国でありまして、米を初めとする農畜産物、あるいは乳製品、果汁などの加工農産品等の関税が撤廃されて、安い農産物が大量にこの国内に出回ってくると、国内の農業はもう壊滅的な打撃を受けることになります。食糧の自給率が現在40%といわれておりますが、これも一気に12%に下がるということもいわれております。

資源のない我が国としては、自動車、電気、その他もろもろの工業製品の輸出を活性化して経済を発展させるためには、やはり関税の撤廃により工業製品の輸出を、関税の撤廃で工業製品の輸出は大いに期待できると思っておりますが、一方では、国内の農業は完全な壊滅的な打撃を受けてしまいます。農村は疲弊して地域経済は崩壊するとまで言われております。こういう状況は、いろいろ全国の農協長会議とか、農業委員長会議とか、あるいは町村長会議等で議論がされ、反対の決定がされると思っておりますが、本町の町長さんのいろいろな見解をお伺いしたいと思います。

2点目として、政府はこのTPP協定で最も影響を受けるであろう、被害を受けるこの我が国の食糧、農業、農村の構造改革については、来年の6月までにその対応表をまとめるというようなことがいわれております。本町もこの影響をまともに受けるわけですが、これからの本町の農業、あるいは農村等の対応策とかというようなことも、町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上、TPPについては2点ほどお願いします。

それから、イノシシについては、同僚議員からの質問がありましたので、私からは質問になかったと思われることを二、三お伺いします。

一つは、イノシシの買い上げ価格が9,000円、ちょっと安いんじゃないかと。この9,000円の算定価格は何を基準に出しておるのか。それを一つ、はっきりすべき点。

それからイノシシの対処は技術差がものすごいある。免許持ちよるけ皆とれるわけでもなんでもないんで、ようとする人は、1日回りゃ1匹とったり2匹とったり、下手なものは1週間も10日回っても1匹もようたらんというような技術差があるわけでありまして。特に見回りの時間等いろいろありまして、効率が非常に悪いと。一律9,000円というのは、どうも理解ができません。岡山県で、町で農業新聞、これは後ありますが、食肉加工のものはわなへかかって二、三時間以内に食肉加工場へ持ってきたら、60キロを限度で1万7,000円で買い取るというようなのも報道されておりましたが、どちらにしてもイノシシはわなを辛抱に見て回るわけですが、効率が悪いということで、もう少し価格について検討の必要があるんじゃないかということ。これは買い上げ価格であります。

それから、次が免許の問題では、免許が現在町とJAと本人とが3分の1ずつ負担してあるようであります。で、新規の取得と免許の更新と登録料等でいろいろ費用がかかると。免許は補助もろうて持っておっても、捕獲実績のない、いわゆる免許持ちよって車乗らんちゅうような、いわゆるペーパー免許の人もおるので、ここら辺を、1匹もとったことがないもんが免許の更新やったり、登録料出したりしよりゃせんか。そこら辺が免許に対する助成がどうも平等ちゅうか、いきめがいてないんじゃないかと。特に、捕獲実績のない人については、何らか対応を考えていかないけんんじゃないかということが第1点。

それから、登録者が地区によって1人もおらんという地区があるというふうにも聞いております。極端なことをいうと、安下庄にあまり持っておる人が少ないんで、日良居の持っておる人にしょっちゅう来てくれというような連絡が入る。わしも忙しゅうてほがいに行かれようかいの、とかというような話もしておりましたが、この登録者、旧町別の保有者がどういう割合になっておるんか。で、免許を持ってない空白地帯ちゅうか、そこら辺はどういうふうに指導をやっておるんか。この登録者の免許持つとる実態についてお伺いします。

それと、もう一つ、この前常任委員会で質問したときに、よおけとるものはいわゆる免許持つておる人で捕獲実績のある人、そういう人が一番ようとする人は約100頭ぐらい、その2番目、3番目になると50頭、50頭ぐらいじゃと。そのほかの人はもう割合少ないというようなお話を聞きましたが、私はこの実績のあるちゅうか、いわゆる技能のある人には、この9,000円は9,000円で、そりゃまあ一定の平等の料金は払わないけんと思うが、いわゆる奨励金ちゅうか協力金ちゅうか、そういうようなものを加算して、とる技術がある人にはしっかりとってもらう。これが非常に大事なんじゃないかと。例えば、わしが持ちよっても能力があまりない、技術もないもんが、何日も山回ったってとらりゃせんって。素人が免許とったってとれるも

んですかと、こういうふうな話がかかり聞けるんです。そういうような意味で、実績のある人には捕獲協力費、奨励金とかというようなものを考えたらどうかというようなこともちょっと提案したい。

それから、ちょっと長くなりますが、ほかに、今度は現在、ことし500頭になるじやろうというようなお話ですが、700頭、1,000頭捕獲したら、この死体の処理をどのように考えちよるんか。ある人によったら、はあわしはとりに行かんど、死体の、イノシシの死骸を処理するのにめにあうんじやというようなことがあるんで、これをどういうふうにも今後考えていっておるかということ。

さらに、先ほどちょっと話しましたが、食肉加工、イノシシは肉はうまいちゅうもんがある、うもうないちゅうもんがある。初めは、珍しいうちはいわゆる繁盛しよったが、今はイノシシの肉を加工処理して儲かちよるとこはひとつもない。全部赤字じやというようなお話もありましたが、赤字になるほどなら、ちいと値をよりに買うて損せんほうがええわけでありまして、食肉加工等についてどのように考えておるかというようなことをちょっと一般質問の中で、先ほど神岡議員さんの質問に補充ちゅうか追加ということで、ひとつ御答弁願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 杉山議員さんのT P P交渉への参加の町長の態度といいますが、姿勢について御質問でございましたが、大変大きな問題でございまして、日本は実現の可能性が非常に高いとされておりますT P Pの交渉への直接参加はまだ表明しておりませんが、関係国と協議をするという包括的経済連携に関する基本方針を決定したということでございます。そうした中にありまして、今議員さんから基本的なお話がありましたが、我が国がT P P交渉に参加するということでございますが、これまでの輸出産業を中心に発展してきた我が国の経済にとって、貿易の自由化によって持続的な成長を図っていくということは、これは重要なことという認識は同じでございます。我が国の置かれている環境を考えますと、大きな方向性としてはこのT P Pへの参加というのは、非常に検討をしなければならない大きな課題だというふうにご考えておるところでございます。

しかしながら、T P Pはあらゆる分野で例外なく関税や非関税障壁の撤廃を目指すこれまでにない経済連携協定でありますことから、非常に安価な輸入農産物が大きく伸びてくるということで、非常に国内の農産物との競合が起こるということで、農業などには極めて大きな打撃を受けることが予想されておるということでございます。

私はT P Pへの参加につきましては、大きな考え方とすれば、その影響に対するまず適切な国としての措置が講じられることが大前提であるというふうにご考えているところでございます。考

え方とすれば、そのまず影響に対するちゃんとした措置がなければ、これに参加すべきじゃないという気持ちでございます。

そして、この周防大島町にとりましてのことでございますが、農業は産業の大きな柱でございます、さらに国が出しております食糧自給率を40%から50%に上げるというようなことで様々な施策を展開しておるわけでございますが、これが参加をすれば逆に14%まで下がってしまうというふうな試算も出ております。こういった矛盾のあることを両方に抱えておるわけでございますから、いずれにいたしましてもその前提条件をちゃんと整理しなければ、これに参加すべきではないというふうな考えておるところでございます。

また、先日の県議会でも二井山口県知事は、中国地方知事会におきまして、TPP参加は十分な国民的議論を経て方針を決定するよう、国への協同アピールを緊急的に採択したというふうな答弁もいただいております。

また、山口大島農業協同組合からも、全国の農業者の総意であるとして、TPP交渉参加反対に関する緊急要請が出されているところでございます。平成20年度の生産農業所得統計によりますと、周防大島町の農業生産額は23億円であります。全国での農産、畜産をあわせた影響額は、マイナスの48%になるというような試算も出ております。この率を仮に、これが直接当てはめるんがいかどうかは別といたしまして、この率を参考にいたしますと、この周防大島町で11億円というような影響が出るということになります。しかしながら、本町ではすでに自由化をされている柑橘、これが農業生産額の大きなウエイトを占めているということでございまして、全国的な規模での影響とは若干また違う要素があるのではなかろうかと思っておるところでございます。

次に、イノシシでございますが、先ほど神岡議員さんの御質問にもお答えいたしました。それ以外の件でございます。今捕獲に対する猟友会への補助でございますが、1頭9,000円ということになっております。これは、一昨年ぐらまでは実は夏場につきましては9,000円、冬場につきましては5,000円という状況でございました。と申しますのは、町からは一律5,000円ということでございましたが、農業共済組合のほうから夏場につきまして4,000円の上乗せがあるということで、昨年から周防大島町が、今度は冬場につきましてもその4,000円を上乗せして9,000円という今状況になっておるところでございます。これの委託料をもう少し上げてはどうかという御質問でございます。これも、今新年度の予算の中でいろいろ検討させていただいております。しかしながら、農業共済組合のほうは、その4,000円の補助は打ち切るというふうな方針であるように聞いております。と申しますのは、やはり非常に数が大きくなって、共済組合のほうは耐えられないという状況が起こっているようでございまして、それを今度は町のほうに取り組むとすれば、そしてなおかつその補助金の額を上げるとするならば、

町のほうの負担は非常に大きくなるということも考え合わせて、今新年度予算の中でいろいろ検討しておるところでございます。

また、もう一つは、この捕獲の技術的なものといえますか、上手下手があるということは今議員さんからお話がありました。年間数十頭、100頭に近いほどとられる方から、ペーパードライバーのような全く免許だけはあるが、なかなか捕獲に参加していただけない、またわなはかけるけれども捕獲ができないという方も、非常に技術の差があるというふうにも私もお聞きしております。そういうことでございまして、やはり取れないのをだんだん手をかけるよりも、とる人にもっとお金を出してから十分やしたらどうかというお話だったと思いますが、これも町の猟友会のほうに委託をしておるわけございまして、例えば奨励金とか協力費とかいう形とか、または初めの御質問のように、1頭当たりの捕獲の補助について価格を上げるかどうかということも含めて検討させていただきたいと思います。

もう1点は、狩猟免許取得者の免許の取得費用とか、また更新費用という問題がございまして、結構免許取得者はたくさんおるんですが、実際にはその全く捕獲に参加していないという方もたくさんあります。それともう一つは、やはりなかなかちょっと片手間にということにはなかなかならないようなものだと思うんですね。そういうことからして、そういう方にまで免許の取得費用とか、または更新費用を助成するのがいいのかどうかということも問題になっております。それよりも、むしろ本当に十分やっていただける方にもっと大きな助成をして、頭数、捕獲頭数を上げていただくというほうがいいのではないかというお話でございます。全くそのとおりだと思っておりますので、これも新年度の予算の中で十分検討させていただきたいと思っております。

そして、食肉加工のお話がありました。確かにイノシシの肉はぼたん鍋というような形から食肉加工すればいい肉がとれるということもあるんだらうと思いますが、あちこちの集会のときに、ぜひとも町が食肉加工センターのようなものを設置してはどうかという話がありました。いろいろ調べては見ましたが、何といたしても食肉というのは非常に衛生管理が必要なものでございまして、加工センターができればそれで食肉加工をして販売ができるということにはなかなか難しいということで、他の自治体で食肉加工センターの設備は行ったけども、結果的に運営ができないという状況が起こっておるとか、ただその加工センターに個人個人が持ってきて自分で加工するということでは、自分が自分で消費するのはどうかよくわかりませんが、それを販売するということになりますと、非常に食品衛生上、大きな規制がかかってございまして、そう簡単に販売するというにはならないんだらうと思います。

議員さんから今御提案がありました、どこかの食肉加工センターに持ち込むということであれば、それは確かにいい肉であれば引き取ってくれるということもあるんでしょうが、それにいたしましても、捕獲した山で殺処分して、それから出してから加工する所に持って行くまでの時間

が非常に短時間しかないというようなこともございまして、当然その飼育しとったところで屠殺するわけではありませんから、当然山の上からか引っ張り出して持って行くということになりますと、非常に時間もかかるし、また大変な労力であるということで、その食用の肉に加工して販売するというのは、非常にいろいろまだ課題が大きいものだとの認識をいたしております。

もう1点、最後の御質問でございましたが、殺処分をしてからその処分ですね。死体処分といいますが、それをどうするのかということも、非常に大きな問題となっております。私もそういうわなを掛けていただいております方と何人もお話ししましたが、実は山の上のほうでとってから、80キロ、70キロもあるようなものを引っ張って出されないということでございまして、そうするとどうするかというと、山の上で穴を掘って埋葬ちゅうか埋めるということなんでしょうが、その山の中で何十キロのイノシシの穴を掘るのが下は根っこでもぐれちよってから、穴を掘るちゅうてもそう簡単には掘れるもんじゃないよということもいただいておりますが、いずれにしましても大体はそういう山の中で埋設しておるといったことのごようでございます。

それからいたしますと、初めの議論に戻りますが、やはり1頭9,000円では少ないんじゃないかという議論になるわけございまして、できるだけそこら辺につきましても、捕獲していただく方がこがなもんじゃやっちゃおれんというようなことにならないような方策をぜひとも考えていきたいと思っております。

もう一つ、ちょっと済ませません、蛇足ですが、食肉加工センターの話ですが、加工センターで非常にうまくいっておるちゅうふうな例もあることはあるようございまして、ちょっと大島とは相当状況が違うような山の中のところであるようにも聞いております。ぜひともまた皆さん方からもいいアイデアがあったらいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） TPPの交渉参加は今からのことございまして、我々は、貧乏百姓は、百姓が飯を食えんようになった、あるいは田舎で農業やる人間がおらんようになったということになれば、もちろん農村社会も疲弊してくるし、地域の経済も寂しゅうなってくるわけでありまして、しっかり事前の準備をしてもらうて、県なり国なりへのTPP参加をひとつよく監視して、国の方針なり県の方針等に町長さんのひとつ一段の努力をお願いいたします。

イノシシについては、かなり具体的なことを申し上げました。これもちょっと町長の答弁でなかったんですが、免許の保持者が何人おって、旧町村の分布はどうなっておるかいうのをちょっと知りたいのと、免許を持っちゃる人で、年にようけとる人、これは11月末まででもええですが、名前はいいませんが、ベストテンぐらいを（笑声）ひとつ、1位の人が何匹、2位が何匹というようなのも教えてもらいたい。お願いします。

議長（荒川 政義君） 中原農林課長。

農林課長（中原 義夫君） 免許の保持者の件ですが、今リスト持ちあわせておりませんので、申しわけないですが、全体で55名程度。免許登録、郡の猟友会に加入者が55名程度です。

先ほど議員さんが言われましたように、安下庄地区がちょっと少ないんで、来年度は新規の免許取得者を募集して加入してもらおうように広報、PRをしっかりとやって、捕獲者をふやしたいと思っております。

それと、ペーパーで活躍してない方についての補助の件がありましたが、その件については、今後も全くずっとペーパーでいくのならば無駄なお金なので、意向を確認して補助金を検討したいと思っております。

それと、今年度はまだ最終的に集計は出しておりませんので、前回の委員会的时候御報告した去年の実績のようなこととなりますが、100匹以上とか50、60いう2位、3位言っておりましたが、今年度はまだ出ておりません。でも、昨年度数が数匹のものが今回は数十匹とっておるということもありますんで、全体的にふえておるいうのもあるんですが、今年度は皆さん頑張ってもらっておって、300が500になるということになっておりますんで、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 最後にもうちょっと、電気さくとかトタンとか補助の実績を見ると93件、先ほど神岡議員のほうからの質問ありましたが、ほとんど大島町なんよね、今年の申請者。中身も私は調べてみたんですが、東和が1件とか、橘が9件かな、それから久賀が2件、大島で81件、えらい偏っておるが、これは実態はなんかね、米へ先イノシシが来て、それからの申請が追加申請でこがいに差が出たんか。そこら辺の理由ちゅうか、えらい偏っておるといふふうに思います。で、ことしのように町内全域に被害が出ると、来年は、今度は皆さんがわんさと電気さくを申し込むんじゃないかと思うわけですが、そこら辺のなぜこんなに偏ったんか、ことし。それから来年度はどのような、全域で補助の申請が出ることを予想しちよるか、そこら辺ちょっとお願いします。

議長（荒川 政義君） 中原農林課長。

農林課長（中原 義夫君） 補助が偏っておるいう件ですけど、確かに農林課のほうに被害があったということで報告を受けたのは、沖浦方面を中心に大島地区といえますか、相当多かったように思っております。それとあわせて申請も沖浦方面を中心に出てきたように思っております。

また、大島では特にみかんの食害もありますし、枝を折られたとか食害もちょっとひどいように思っております。で、申請の状況なんですが、先ほどからもありましたように9月以降に急激に被害が出てきたということで、8月末まではさほど申請も出ておりません。で、農協がPRして、

町がPRして、それでもなおかつ9月補正段階で残額があったような状態でした。9月になって被害が、先ほど言いましたように、沖浦方面でたくさん出て一気に不足状態になりましたんで、この12月で補正をお願いしたいという状態であります。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 捕獲実績は、旧大島が90、東和が94、久賀で48、橘で64ということですから、どこにもおらんことはない、同じようにおったわけですから、補助の電気さくの申請が極端に大島に偏るとるちゅうのは、やっぱり稲からみかんにかけてちょっと早めに大島のほうがやられたんで、それでちょうど補助申請が時期的に早かって、橘のほうの人が補助申請したときは枠がなかったというようなのが実態かもわからんし、一応どっちにしても、大島全域にイノシシの被害があるわけで、来年度は全町が、この大島地区のように電気さくをやるとなると、掛ける4ぐらいは要るんじゃないかと、ことしの事業枠の。かなり膨大なもんで、600万円の事業費に対して4倍ちゅうたら2,400万円ぐらい要るわけで、そこまで要らんとしても2,000万円ぐらいは保護さくの事業枠が必要なようにも思います。しっかりひとつ、検討して対応をお願いしたいと思います。

以上、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 杉山議員の質問を終わります。

暫時休憩します。50分まで。

午前10時41分休憩

.....
午前10時51分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、魚原満晴議員。

議員（6番 魚原 満晴君） 6番、魚原です。

平成16年に大島郡4町が合併して、この秋で6年が経過しました。周防大島町初代の中本町長、そして就任から2年を経過した椎木町長、お二人の卓越した行政手腕により財政健全を目指す一方で、合併前の旧町や一部組合から引き継いだ大きな課題であった大島病院の建てかえ、一般廃棄物処分場、リサイクルセンター、大島斎場、東和庁舎及び星野哲郎記念館の建設、防災行政無線受信機全戸配備などを初めとした各種ハード事業に加え、小学校6年生までの医療費無料化といった住民生活に密着したソフト事業などなど、そのほか数え上げれば言い尽くせないほどのたくさんの事業を厳しい財政事業であるにもかかわらず、計画的に推進し、完成を見たことはまことに喜ばしい限りであります。また、最近では地デジ化に対応する難視聴区域の解消を目指したCATVの取組みや、全国的な課題である小中学校施設の耐震化計画促進事業など、椎木町

長におかれましては、今後とも住みよいまちづくりに向けてさらなる手腕を発揮していただきたいと願うものであります。

私は、このたびの定例議会において、夜間照明設備の設置について町当局の見解を問うものであります。

地域住民が健康で元気に安心・安全に生活するということについては、だれもが望んでいるところであります。町長はもちろんのこと、議員各位にも同様な考えであると存じ上げます。地域住民が元気であるためのその一つの手段として、私は住民が老若男女問わずスポーツがのびのびと展開できる場所の整備が必要であると思っております。幸いにして、合併前の旧町から引き継いだ町民グラウンドや、小中学校運動場の一般開放により、スポーツ少年団や一般住民がスポーツを行う施設は充実しているところであります。また、夜間照明設備については、久賀グラウンドの廃止に伴う昨年度事業として久賀中学校運動場への進出により、町内には合計3カ所の夜間照明設備が整備されていると思われます。しかしながら、面積的に広範囲に地区が点在している本町において、橘地区には夜間照明設備が整備されておらず、夏場はともかく今のような冬の時期には日没が早いため、学校が終わって、あるいは仕事が終わってからの、屋外でのスポーツ少年団活動や一般スポーツ愛好者の活動ができない状況であります。既存の大島や久賀へ出かければよいじゃないかという御意見もあるかもしれませんが、移動手段の確保や交通安全上から考えると、近くに施設が整備されることを望むものであります。

本会議前に町執行部の方々と議員の先生方に提出させていただいております、これは、町立安下庄小学校スポーツ少年団のソフトボールの練習状況であり、父兄たちが暗くなったグラウンドに車のヘッドライトをつけて練習している子ども達の姿を幾度も見ましたが、そのたびに心に熱く感じるものがありました。このたび、橘地区への夜間照明設備設置について賛同する方の署名簿を添えて、椎木町長と荒川議長あてに嘆願書を提出し、御理解と御支援をお願いしたところであります。町当局におかれましては、財政厳しい折ではありますが、地域のスポーツ少年団や一般市民のスポーツ、地域のイベントなどが安全に、安心して開催できる夜間照明設備を、橘地区の小中学校運動場、あるいはウィンドパークに整備していただきたいと要望するものであります。新年度予算編成時期と重なる今議会開催にあわせ、町当局の御見解をお伺いいたします。市町村合併によるところ、いわゆる地域格差を解消するためにも、ぜひとも前向きな御答弁を期待するものであります。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 魚原議員からの運動場に夜間照明設備の設置をとということについて、その御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、町内には大島グラウンドと久賀中学校運動場、和田小学校運動場、指定管理

施設である長浦スポーツ海浜スクエア、サン・スポーツランド片添、加えて県の施設の防災センターの合計6カ所に夜間照明設備があります。これらはスポーツ少年団や一般社会人の方がスポーツをするには支障のない施設であると理解しております。しかしながら、六つの施設から遠く離れている地区のスポーツ少年団の児童や一般の方たちが利用するに当たっては、仰せのとおり、移動手段の確保や交通安全上から考えると、近くに照明設備が整った施設が整備されることを望むということについては、理解をするところであります。あわせて夏場はともかく今の冬時期になりますと日没が早いので、学校や仕事が終わってからの屋外活動は全くできないと思われ
ます。

御要望のあった橋地区への夜間照明設備の設置については、先般、大島郡ソフトボール協会長、安下庄小学校PTA会長、大島郡体育協会副会長、スポーツ少年団の監督を初め、たくさんの方から要望を署名された嘆願書をいただいております。地域の实情は十分理解できるところであります。平成16年の合併に際して新町建設計画の策定をいたしました。まちづくりの将来像の基本的な考え方として、住民生活が今まで以上に利便性の向上が図られるよう公共施設の適正配置に努め、スポーツ活動の充実に当たっては、町民が身近でスポーツレクリエーション活動に親しむことができるよう、学校体育施設の一層の開放、グラウンドや体育館の充実、施設相互の連携を図るとしてあります。学校施設の開放については、幸いにしてそれぞれの地区の学校で対応がなされており、利便性に支障はないと思っておりますが、夜間照明設備については、合併前の旧町単位でいえば橋地区だけがこの設備の恩恵にあずかっておらず、地域の实情や地域間のバランス、さらに財政事情等を勘案しながら、地域格差の解消ということを踏まえて対応していくべきだろうと考えます。

教育委員会といたしましては、町民の生涯スポーツの推進、地域の活性化に向けて予算の確保を初め、地元の方、関係者の方々と夜間照明設備に対する考え方、事業の進め方等について協議の場を持ち、前向きな形で推進し、このたびの要望にこたえられるよう努力したいと存じます。新年度において実現の方向に進むことになれば、署名をされた住民の皆さんや関係各団体におかれましては、格段の御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁といたします。
議長（荒川 政義君） 魚原議員。

議員（6番 魚原 満晴君） 前向きに検討していただけるということですので、ありがとうございます。周防大島町の宝である子供達と、一般町民の希望と夢の実現に向けて何とぞよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で魚原議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一般質問、私の場合、四つの角度から質問通告しております。農業問題、教育問題、公営企業局関係、ケーブルテレビ等の事業の関連等であります。この点で、農業問題、これについては既に神岡議員、杉山議員等が聞かれております。ただ、歯切れの悪い部分もあるんで、最初は確認だけ、答弁において確認だけで結構ですから、杉山議員、そして神岡議員の答弁のとおりですと十分でありますので、2回目の質問から、再質問から行いたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

さて、二つ目は教育問題であります。

通告は地域の連携の必要性、これは基本的には教育基本法13条に基づく部分であります。これに対する認識です。いわゆる、あくまで13条において、学校、家庭及び地域住民のその他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものであるという下りの、教育委員会としての解釈、これについて質問します。

それで、2点目は、いわゆる実際的にその地域地域でクラブ活動事業、学校でクラブ活動事業があるように、地域の中でそれぞれのクラブがある。それは任意団体であろうかと思いますが、そういうところとの連携については積極的に行うべきではないかというふうに考えますが、その点で教育委員会の考え方を聞きたいというふうに思います。

次に、公営企業局関係であります。既に通告したときには残念ながら議案が届いてなくて、公営企業局についても概算事業費等について既に過疎計画の中で出ております。そして、実際的には2カ年で15億円という格好で、東和病院の改築をしていくんだということで、既に過疎計画に載っております。いわゆる概算事業費は答弁、含まなくていいです。それで、実際的に大事なものが、私大島病院建てかえのときに4つの地域回ったわけなんですけど、実は地域によって温度差があるということがかなりありました。私は必要性があるという立場で大島病院建てかえ、それで、やっていったわけなんですけど、実際的には地域によってすごい疑問があった、発言が多かったというのが事実です。そういう中で、今回の東和病院の建てかえについて、広報を通じて考え方の説明、これを住民にしていく必要があるんじゃないかという点で、企業局の考え方、聞きたいというふうに思います。

2点目は、特徴ある病院建設機能強化ということで提起しております。これは、一言でいえば東和病院の将来展望であります。実際的に東和病院建てかえて、どういうふうに町民に役割を果たしていくのか、東和病院としてどういうふうに役割を果たしていくんかという点を中心に答弁を求めたいというふうに思います。

また、当然、病院ですから一部改築というのは不可能なことだというふうに私自身は認識しております。ですから、どういうふうに東和地域の皆さん方にその東和病院をやっぱりきちっと役割を果たしていくのか、この点が2点目です。

3点目、これは久賀地区に対する公営企業局としての対応です。今まで私に対する答弁の中で、基本的には大島病院を建てかえて、その後、実際的に資金の確保ができた段階でいうとらえ方で答弁をされてきました。これは議会、私の一般質問に対する答弁です。御承知のように、久賀地区の公営企業局、当時は一部事務組合でしたが、一時期一部の方で実は必要ないんだという議論もあったやに聞いております。しかし、私は現状違うんじゃないかというふうに考えております。改めて久賀地区に対する公営企業局の役割、これを聞いておきたいというふうに思います。

次に、ケーブルテレビの加入金の引き下げの対応とその他ということで通告しております。御承知のようにケーブルテレビの加入金は、いわゆる加入金はないようなものというのが、ひとつのいわゆる事例です。例えば県内でもそれぞれ格差があります。それで、イベント的な加入金を設定する場合があります。ですから、非常に千差万別なんです。そういう中で、星出課長のほうが、いわゆる私が質問したときに6万円を超える金額を報告されました。それで、実際にネットで調べてみても、一番高いところで5万円台という中身です。それで、前提が違つくと町からの持ち出し金がかかなり大きくなるちゅうことがありますので、一体どうなのかということを変更して聞くし、補正で答弁された内容で結構ですから、再度中身について、例えば補助事業を使う中でこういう格好になりますと、補助事業を使わん次年度以降についてはこうなりますという格好で件数含めて答弁を求めたいというふうに思います。

また、その他ということで通告している内容については、既に所管課のほうに伝えておりますが、やっぱり概算事業費、これ2カ年にわたる事業費の根拠が非常にわかりにくい。いわゆる町はCATVから実際的にいわれたと、その金額の根拠が私はいまだに非常にわかりにくいということで、再度その根拠について質問するものであります。ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 4点にわたって質問いただきましたが、私のほうからは農業問題とケーブルテレビの導入事業につきまして答弁をさせていただきますが、中でも農業問題につきましては、先ほど来の議員さんの御答弁にありましたとおりでございます、そういうふうにお答えするようにということでございましたので、そのようにお答えさせていただきます。

次に、ケーブルテレビ加入金の引き下げに対する対応についてということでございましたが、議員の皆様のご御理解によりまして、先の9月の定例会におきまして御議決を賜りました地域情報通信基盤整備推進事業によりまして、株式会社アイ・キャンへの補助金交付決定を10月に行いまして、ケーブルテレビ事業がスタートをいたしております。

また、11月にはアイ・キャンに対しまして有線テレビジョン放送法に基づく周防大島町におけるケーブルテレビ施設の設置について、総務省の許可が下りたところでございます。

ケーブルテレビ加入金の引き下げについてであります。既に本議会でCATV加入促進事業基金条例並びに補正予算を計上し御説明を申し上げましたように、加入促進事業のための基金を創設し、その基金をもって加入者の初期導入費用の軽減を図ろうと考えております。本年度、まずアナログ放送は受信ができておる地域であって、電波の性質や地理的な条件によって地上デジタル放送が受信できない、要するに新たな難視聴地域と呼んでおるわけですが、それと、地上デジタル放送においてNHK山口は受信できるが、県内民法放送が受信できない、全部でなくてもいいんですが、欠落するという意味ですが、県内の民法放送が一部でも受信できないというような所帯を民法難視聴地域というふうに呼んでおりますが、これらの皆さんにまず助成を行いたいというふうに考えております。本来であれば、先ほど議員さんからもお話がありましたように、アイ・キャンの場合、6万5,000円の初期導入費用でございますが、これが5万円台というところもあるというお話でございましたが、アイ・キャンにつきましては工事費を含めてということでございますので、5万円に2万円の工事費がつくというところもあるようでございますが、ここはすべて込みでということになっておりまして、6万5,000円の初期導入費用に対しまして、国庫補助金とNHKからの助成金に加えまして、町が2,000円を補助し、最終的に加入者の負担を5,000円にしようというふうに考えておるところでございます。

来年度以降はあくまでも新年度予算の審議次第であります。一般所帯でございます。こういうふうにならば新たな難視聴地域とか、または民法難視聴地域以外の通常の一般所帯でございますが、これに対しましても助成を行いまして、アイ・キャンが特別キャンペーンを行う、これは特別キャンペーンというのは、今さっきありましたように各事業者がいろんなキャンペーンを張っているわけでございますが、どこも大体みな来年の7月のアナログ放送終了までというのをひとつのキャンペーン期間にいたしておりますが、その来年7月のアナログ放送終了まで、一般所帯の加入者につきましては2万円を助成し、加入者が支払いをする初期の導入費用を1万7,200円にしていきたいというふうに思っております。要するに、逆算しますとキャンペーン期間中は3万7,200円ということでございます。だから、それに町が2万円を助成し、加入者のほうは1万7,200円で加入していただくということになると思います。

また、来年7月以降でございますが、これも予算の範囲内で導入費用に対しまして、当面2万円の助成をしていこうというふうに考えておりますが、このアナログ放送の終了以降は、まだアイ・キャンのほうのキャンペーン価格の動向ということがあまりはつきり出ておりません。それで、今のアイ・キャン、先ほど申しましたような、一般所帯の来年7月までのキャンペーン期間中にできるだけ安く設定しておるので、多く入っていただきたいということでございますが、それ以降も当然あるわけでございますので、それから後も私たちはキャンペーン価格のような格安な加入金を設定していただきたいということは申し入れを行っておりますが、事業者が大島だけ

に限定していなくて、ほかの岩国地域もたくさんありますので、そこの兼ね合いもあるということも聞いております。そういったしますと、まだ7月以降につきましては、どのような設定をされるのかちゅうのが明確になっておりませんが、町のほうは当面2万円の助成は続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

だから、来年の7月以降もまた新たなキャンペーンをぜひともやってくださいということは要望してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

続きましてもう1点の、情報基盤整備事業の事業費の正当性と申しますか、そこがどうも釈然としないという御質問でございます。このことにつきましてお答えをしたいと思っておりますが、総事業費が10億8,750万円のうち、85%に当たります9億2,444万6,000円を町で、残りの15%の1億6,313万8,000円をアイ・キャンが負担するということになっております。議員さんの御指摘の事業費の正当性につきましては、以前、9月のときも御説明したところでございますが、まず民設民営での他社との比較ということが一番いいわけでございますが、そのことにつきましてはほかに民設民営で算入していただけるような事業者がなかったということで、民設民営同士での比較ができないというところでありまして、本来であれば、周防ケーブルネット、または下松市のほうの事業者、また岩国のこのアイ・キャンというところでちゃんと見積もりを取ってやれば一番よかったんでしょうが、周防のほうでなかなか算入できないということでもございましたので、1社ということになったわけでございます。そして、今度は他の地域で民設民営でやっているところとの比較ということになるんでありますが、例えば岩国地域の旧玖珂郡部ということがあるわけでございますが、旧玖珂郡部との比較になるにいたしましても、面積とか所帯数だけが同じということでは、単純に比較することはできません。と申しますのは、例えば同じ面積、または同じ所帯数ということでありましても、集落の形態とか集落の数、または地形によりまして、当然光ケーブルの延長の長さとか、または電柱の数、まあもろもろ変化してまいりますので、その比較は非常に困難であるということでございます。

そこで、比較には非常にならないというものではありませんが、例えば民設ではなくて公設、周防大島町がやるとしたらどうなのかというのは、当時いろいろ各メーカーからたくさん売り込みがありました、その今のアイ・キャンがやっておる形を、あれを公設でやる場合はどうなのかということで、その同様の内容での他者の見積もりは出ておりますが、それにつきましては約19億円という見積もりが出ておりますので、これちょっと民設とは違いますので比較は難しいと思っておりますが、そのような状況で今の10億8,000万円という事業費を決定したというわけでございます。

議長（荒川 政義君） はい、平田教育長。

教育長（平田 武君） 広田議員の質問にお答えいたします。

今日学校と地域の連携力を高めるということは、とりわけ、学校にとって、学校の教育力を高めるための重要な要素であると考えています。学校と地域のあり方として、本来、家庭や地域社会が果たす機能を学校に持ち込むべきではないという考えがある一方で、家庭や地域の教育力が弱まった今、学校が一定の役割を果たすという考え方もあります。現在は学校、家庭や地域社会の役割を明確にしながら、社会全体で教育を支えるという考え方をもとに、教育基本法13条の条文が規定されていると認識しています。本町でも子供たちの登下校の安全・安心の確保、学校での学習の補助や読書活動の援助、小学校を中心とした教育環境の確保、スポーツ少年団のような課外活動の指導、各種事業所、周防大島高校や商船高専、あるいはPTAとの連携により、キャリア教育を初めとする各種体験活動の支援をいただいております。教育に寄せる町民の関心の高さや教育を大切にする本町の風土には、心から感謝しているというのが私の認識であります。

さらに話題を絞りますと、教育委員会では、地域全体で学校教育を支援するため、周防大島町学校支援地域本部実行委員会を設置し3年が経過いたしました。平成20年度から城山小学校、21年度から東和中学校区で、学校支援地域本部が設置されています。その今後については、地域と学校の実態を検討しながら、他地域でも、学校と保護者、地域社会の連携の意義、効果、方法等の理解を深めていき、可能な地域から教育ボランティア、コーディネーターの開拓を進めていきたいと考えています。

第2点の放課後における地域クラブと、学校のクラブ活動における交流の促進ということですが、小学校のスポーツクラブや中学校のクラブ活動と、地域の大人のスポーツクラブとの連携交流は図られないかという御質問だと思います。現実には、児童生徒の放課後のスポーツ練習時間に、大人が同一校で同一種目を行っているという例はほとんどないのであります。したがって、スポーツ少年団の指導者により、休日を中心に、ときに夕方からボランティア精神で御指導いただいているのが小学校スポーツの現状であります。大人と子供たちが一緒に夜間に練習する例や、町の水泳連盟の方が泳げない児童を対象に水泳教室を開いてくださる例はありますが、お仕事を持つ大人が放課後に平日学校に出向いて子供と活動するのは、大変難しいのであります。休日や長期休業中に、保護者や地域住民のほうから自主的に学校に出向いてくださる場合もありますが、大人と子供の活動の同時展開は定着しがたいのが現実で、これは中学校の部活動も同様であります。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの、東和病院改築についての御質問にお答えいたします。

1点目の概算事業費については、過疎計画に出てるのでということでしたので省略させていただきますが、先日、全員協議会で説明いたしました。東和病院の耐震問題に関しましては、外

来棟を含めた東病棟の耐震構造指数である I_s 値が 0.3 以下の部分があるので、耐震補強工事が移転新築しか方法がありません。ただ、患者を入院させたままの状況での補強工事は難しいので、東病棟の移転新築を考えています。地域の方々への説明につきましては、議会での御承認をいただけましたら、改めて考えたいと思っています。

2 点目の特徴ある病院建設と機能強化につきましては、大島病院と同様に療養病床等を含めて考えていくつもりです。機能強化につきましては、唯一整形外科の常勤医師がおり、無菌の手術室を備えていますので、今後も医師の確保を第一に考えていくつもりです。

3 点目の久賀地区に対する公営企業局の対応につきましては、柳井管内は病床過剰地域でございます。具体的には柳井管内では、基準病床数が 1,546 病床ですが、現在、1,895 病床と 349 病床過剰となっています。数年前に、久賀病院が閉院するというので、県当局に久賀病院の病床数を公営企業局へと申し出ましたが、開設者が変わるため許可は不可能とのことでした。診療所にいたしましても、現状の医師数では開設は無理な状況ですので住民の方々には御不便をおかけいたしますが、大島病院並びに東和病院から久賀地区に患者輸送車を運行していますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） まず、農業問題から再質問したいというふうに思います。

先ほど、私自身が、椎木町長歯切れが悪いんじゃないかと言った下りです。いいのですが、先ほどの答弁を聞いておきますと、今 TPP 参加の問題については、まず条件を整えばということが大事なんだという答弁をされました。条件以前に、私大事な点は、農業の役割、周防大島町の状況を見れば、私はもっとすばつとったほうがいいんじゃないかという気がしております。と、いいものは、一つ例示しておきますと、先日、TPP、環太平洋戦略的経済連携協定に関する緊急決議、これは 10 月、全国町村会が行いました。この中身が、最後のところちょっと読んでいただきたい。例文しますが、「農山漁村は現在疲弊の度を強めており、我々町村長は農林水産業など、地域産業の振興に日夜全力を傾けている。今求められるのは、TPP への参加検討ではなく、将来を見据えて海外と競争できる、農林水産業を早急に確立するための、施策の確立だ」と。いわゆる両立論ではなく、参加すべきではないという立場からの決議だというふうに私は理解しております。こういう立場に立てば、少なくとも条件云々よりは被害が大きすぎるので、やめなさいと、検討をやめなさい、参加をやめなさい、これが決議の内容だというふうに理解しておりますが、椎木町長の考え方を聞いておきたい、というふうに思います。

2 点目が、いわゆるイノシシ対策であります。私自身、イノシシ対策についてはこれまでも指摘してきました。合併前に言ったのは、初めてイノシシが島で確認された当時、あの当時言ったことは、被害の大きなところを、これを調査検収しなさいということで提起しておりました。と

いいのですが、あの当時、実際的には、倉橋島がかなりの被害を出してたということに基づいて議会内で言っておきました。さらなる対策をつくっていく上、先ほど町長は来年度予算で一定の予算が必要だろう、という答弁がありました。さらなる対応をするときには、少なくとも実際的に被害が大きく出ているところ、それを調査検収しながら対策を立てていくほうがよりベターではないかという私は考え方です。その点で、皆さん方が対策を練るときには、少なくともそういう被害実態や対策の利点、マイナス点、それを調査しながら、さらなる対策を立てていくべきだというふうに考えますが、その点での考え方、農業問題について再質問したいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今のＴＰＰの問題でございますが、後ろ向きではないかという話でございますが、申し上げましたのをもう一度お答えいたしますと、ＴＰＰへの参加については、その影響に対する適切な措置がまず第一だということを申し上げたわけでございまして、全国町村長大会にも出席いたしましたし、当然その場でも今おっしゃられたことが議論されました。それが、今申し上げましたように、この影響に対する適切な措置がちゃんと整わない段階でこれに参加したり、協議をすることは必要ないということは町村長大会と同じ趣旨でございますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

もう１点、イノシシの対策についてでございますが、今、言われましたように、確かにこの沢山の地域でから、イノシシとかシカとかの被害が大変多くなっております。それで、あちこちの資料とか実態というのは、随分担当農林課のほうでも調べさせていただいておりますし、また私もそういう資料はいただいており、いろいろありますが、例えば動物の行動に学んで獣害に強い畑をまずつくらにゃいけんとか、またはある意味補助金から脱却して自分たちでちゃんと畑を守るちゅうことが大事だとか、たくさんあります。しかしながら、先ほど課長の答弁にもありましたように、この９月頃から異常に被害が拡大してきておるということでございます。

それで、このイノシシの対策とすれば、当然どなたが考えてもそうなんですが、例えば駆除することともう一つは防御することと、この二つを徹底しなければならないということなんですが、駆除のことにつきましては、先ほど神岡議員、杉山議員からも御質問がありましたように、これに対して非常にものが、タヌキやカラスと違い、ものが大きなものですから、素人で扱うことが非常に厳しい、難しいということでございます。

そうした中で、その狩猟免許のことや、または免許を持っておっても、本格的に捕獲をやっていただける免許所有者がなかなか少ないということや、もう一つは、腕に、技術に非常に差があるということもございました。そういうことからして、十分駆除をしていただく方を十分育てていくということ。もう一つは、インセプトを与えるためにも１頭当たりの補助額を大きくすると

いうことは必要であろうと思っております。

もう1点は、やはりイノシシの害に遭わないような防御というものが、当然必要になって来ると思います。この防御につきましても、今まで、あまり大きなイノシシの被害というものがなかった地域、大島でございますので、そういうことに対してあまり皆さんが関心が持てなかったと思いますが、今回のように、この二、三ヶ月非常に大きな被害が出ております。このことに対しては、やはり有効な被害対策とすれば、先ほどもありましたが、電気さくとか、またはトタンとか、またはメッシュ鉄筋とかという形のものになるんだろーと思っておりますが、さらに、先ほどこの鳥取県でございますが、そういう中でやはり動物の行動に学んで獣害に強い畑、要するにそれは、ちゃんと囲いとか、今の電気さくやトタン、またはメッシュ鉄筋で囲うということで、これができてないところがたくさんあると、そこで餌付けをしていると同じことになるということが出ております。当然、そこで食糧があるからまたそれがふえるという原因にもなるんだろーと思っておりますが、できるだけ今回の新年度の予算の中で十分な予算を確保して、そういう対策もやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） なぜ私が、既に多額に及ぶ被害が出ているところを自治体を調べてるの、一般的じゃないんですよ。一般的ではないんです。いいますが、例えば自治体によっては中山間の対象で、個人負担なしに行っている自治体もある。これは、調査したことがありますか。近隣市町村含めて実際的に地方自治体単位で、中山間計画を上げる段階でイノシシ対策を上げて、実際的には中山間でイノシシ対策をやって、負担ゼロという状況が自治体によってはあるんだ、ということは調べたことはありますか。一般論じゃなしに具体的にです。なかったらなかったでいいです。

議長（荒川 政義君） 中原農林課長。

農林課長（中原 義夫君） 中山間直接支払制度を活用して、イノシシの防御をやっておるところはあります。大島では、それがなかったんで対応はしておりませんが、全国的には直支での対応ということでやっておるといふことがあるということですよ。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には、検討をするときに、あらゆる角度から対策を考える、これが私は自治体の計画のあり方だというふうに考えております。この点では再度、今の中山間があと今年を含めて2年ですかね。次期中山間含めて、ぜひ検討をしていただきたい、これは提起だけしておきます。計画を作る段階で、例えば被害が大きな自治体をやっぱり調べてみて、そしてより有利な、周防大島町にとって有利な部分、町民にとって有利な部分、これをちょっと調べて、やっぱり計画の中に入れるよう求めておきたいというふうに思います。これは、よりイノ

シシ問題で特に大変な状況を発生してるんで、今後取り扱いをしていただきたいという提起だけしておきたいというふうに思います。

次に、学校問題について再質問します。これも教育長が言われた一般論じゃないんです。いわゆる具体的に、実は同じような時間帯に地域が、任意の団体ですがクラブ活動をして、それで一緒にやっぺこうかというクラブが東和中学校についてはあります。それで、その言い分が、学校側の言い分が、一旦、例えば伊崎なら伊崎帰って出直しておいでと、それでなけりゃだめよというような狭い考え方で連携ができないということが現実にあるんです。それをやっぱり取っ払って、より豊かな方向を模索するほうがいいんじゃないかということでもあります。その点で、教育委員会も、本当に連携する時間にそういうクラブがあるのかなのか。それで、実際的には、ないと位置づけたのはどういう調査に基づいたのか。それで、実際的にやろうと思えば可能な部分はあるんじゃないか。実質的に私が調べただけでも、東和中学校においては、卓球クラブがあって、その時間帯にその地域の皆さん方が卓球クラブをつくって、連携可能だという提起をして、親の同意があったらですね、できるんじゃないかいうまでいって進んでないという実態があるんです。これ一般論じゃないんです。ぜひ、この点で、私は一般論じゃなしに、きちんとその方向を進めていただきたいという立場で質問通告しておりますので、その点を再度考え方を聞いときたいというふうに。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 広田議員さんがおっしゃる調査を、してみなさいという調査をしてみたいと思います。それで、東和中学校についていえば、先ほどお話しました周防大島町学校支援地域本部事業という、そういう地域本部事業の中で学校、家庭、地域がどういうふうに連携していくかという、そういうふうなことを計画をして取り組んでおるその中の学習では、今教員を退職なさった方々が学校に入ってくださっているという、そういう話は聞いておるんですが、地域の卓球クラブの皆さんが東和中の卓球とどうかかわっているかというふうなことは、また調査をしてみたいと思っています。

それから、実際にそのことがなかなか進まないというのは、やはりこの周防大島町が持っております少子化の問題であったり、あるいは練習会場であったり、あるいは指導者の指導時間の問題があったりして、理念としてはそれは可能なのでありますが、現実的になかなか難しい。しかし、何とかそこに向かってその地域の皆さんが進んでいきたいという、そういうふうなことだろうと理解をしております。また調査をしてみます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） いわゆるどうかその地域がそういう任意のクラブと子供たちのクラブ活動が放課後に現実的に今時間的にもあっておるわけですから、それが推進できる立場で

検討していくということにとらえておってよいのか、その点で再質問しちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 東和中学校がうまくいっておれば、それはまた普遍していきたくは思ってますが、実際にそういう地域の人に、保護者に、あるいは地域の人にクラブ活動のすべてを任すという、そういうふうな方向で進むというふうなことについては、広田議員さんのおっしゃるような方向ではないということ。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私が危惧するのは、理念があるが実際的にはその方向から逸脱したままで、実際的には進んでいかない、教育委員会が思うその地域の考え方が確かにあるかもわからんが、具体的なセッティングがあるわけです。具体的に時間、そしてその時間帯にその地域から、父兄の同意、そして今許可できないような問題は、私は何らないというふうに思うちよるわけです。それじゃけえ、実際的には私は、あくまでその地域地域で具体的に提起されておるのが教育委員会のほうにどのように上がっているか、そういう組織からしか上がってない状況なのかもわかりません、私のほうは。教育長は答弁に、その組織があって、その組織から上がった内容だけで答弁しよるかもわかりません。じゃあ、実態にはその地域にその時間帯にきちっと連携できるような任意のクラブ団体があるということを、私は再度言うて、再度実際的にその時間連携ができるようにするんが、本来のいわゆる理念と実践じゃないかというふうに考えますので、その点で特に力を入れてお願いしちょきたいというふうに思います。これが学校教育関係に対するあれです。どうしても答弁のすれ違いがあるんなら、再答弁を求めたいというふうに思います。私の指摘を理解したというふうにとっていいのかどうなのか。また、理念のすれ違いがあるのかどうなのか。あれば、再度議論しちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 理念にそう食い違いはあるとは思いませんが、その本町の実態を見たときに、中学校が五つありますけれども、その五つの中学校に東和中学校の卓球部のような状態を、私は残念ですが、また調査をしてみますけれども、知らないわけです。それで、調査をしますが、それをすべての部活動に広げるというふうなことについては、やはり食い違いがあると思っています。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） それをすべてに広げとか一気にとか、そういう部分を言いよるわけじゃないんです。実際ある東和中学校と任意の団体、そして時間的にもありますよという具体的な任意団体があるわけなんです。まずそこを、きちっと円滑に進むように努力していただきた

いというのが、先ほどからの理念の部分です。現行ある部分を進めていただきたいというのを、まず第一に考えていただきたいと。そして、実態として進んでいけるように頑張ってもらいたいと、これが私の質問の趣旨なんです。食い違いがあったらいいので、大事な課題なんでその点で再度答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 事実を調査いたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に事実を調査しますということではありますが、現実には調査するもなく現実にあるわけなんですから、ぜひそれが円滑に推進できるように努力を求めたいというふうに思います。

次に、病院問題について入りたいというふうに思います。

実際的に、いわゆる3病院、二つの老人保健施設、そして一つの看護学校、これを円滑に運営していくこと自体が、いわゆる町民の医療にかかわる部分の前進だという位置づけをしております。しかし、一つはいわゆる財源問題を含めて大事な点があります。いいますのが、今までいわゆる補助ゼロで過疎と病院事業債で行うというだけでは、病院にとっても負担が、後年度負担、重たいというふうに考えておるんです。それで、私が先ほど広報を通じてという言い方をしたのは、いわゆる財源問題を含めて、やっぱり当然議会の了承の後、議決の後、当然になると思うんですが、それにしても財源を含めて、やっぱり広報活動していかんといいんのがひとつと、やっぱり最後まで補助、最低限でも補助、いかに病院事業債等を抑えていくかというのが、後年度の財政、病院に関する財政負担のいわゆる軽さにつながっていく、軽さといいますか、実際的に地方自治体病院は各病院とも厳しいですが、私自身、今まで言ってきたのが、内部留保、内部留保をいわゆる町民と企業局で働く職場の環境整備に充てるべきだと。もっと労働条件の改善に充てるべきだと。これが私今まで議会を通じてやってきたことなんです、その辺を含めてやっていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

その点で、実際的に私が今心配しているのは、いわゆる大島病院建設しましたと、3年据え置きで元金返済が始まりますと。そうすると、東和病院も当然で幾らかの起債でいくわけですが、ダブる時期があるわけです。大島病院については、6割余りが国から帰ってきますという部分があるかもわかりませんが、病院事業債が膨れれば膨れるほど、実際には負担が重いと、結果、最終的には。それじゃけえ、その辺を含めて企業局の推移を見ると、やっぱり8年ぐらいはダブるんじゃないかと。私自身の予測よ。ぐらいに私は考えております。その辺、財政事情を含めて、将来展望を含めて、いわゆる議会の議決後には速やかに町民の皆さんに今の内容、財源を含めてやっぱり進めていく必要があるという点は明らかであるというふうに思いますんで。財源を含めて

のやっぱり地域の皆さん方への説明、これは広報を通じてでできるんじゃないかと思えますから、混乱を起こさんために必要という立場で、先ほど一般的に答弁されたので、ぜひその必要性の認識について、あくまで公営企業局は町立病院、町民の利益を守るために存在する病院であるという立場を含めて、再答弁を求めておきます。いわゆる広報についてね。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） まず、事業の必要性という部分で入りたいと思います。といいますのは、先般全協でも御説明したとおり、一部にIs値が0.3以下という部分がございます。これに対する東南海地震に対する対応等を考えれば、そう時期を置いてこれの改築補強というものを考えるべき時期ではないという部分がまず1点。そして、それらを住民の方にもまず御説明して歩かなければいけないと思っております。

先般、全協でも少し御説明させていただきましたが、このお手元の資料でちょっとそのまず部分について少しだけ、少しだけお時間ください。

3ページ目にあります部分が一番赤い部分で塗ってあって弱いということ、そして2ページ目にありますように、改築を考えるならどういう部分に考えられるかという部分で、まず御定義させていただきたいと思えます。これらは、過疎計にも載せる前に各委員等を集めた部会でもいろいろ討議し、こういうふうな部分でという部分で過疎計に載せさせていただきました。そして、金額的にも現有、右側の東病棟が4,000平米、これ1.3倍程度は要るのではないかとということで、5,000平米掛ける30万円ということで15億円という金額を出させていただきました。その15億円という金額についての、広田議員さんのほうの今後の計画はどうなのかという部分であろうかと思えますが、今いろんな耐震に対する補助等があるという部分で、まだこちらも検討している段階で、資金的な内容がまだ出せる状況ではありませんが、優位に今言われるような補助等あれば、その時期等についてももう少し早くなり、できる部分での考えをしたいと思っております。ただ、御指摘のとおり、大島病院を建築後、間もない時期にという懸案事項ではあります。それらについては、かつて大島病院を42年、それから7年おいて東和病院を49年に建築していった病院運営をしてまいった公営企業局でございますので、その辺の資金的なものはしっかりやっていきたいということと、それから建設改良という部分で、15億円以上の建設改良積み立てがございます。これらについてもまた御検討してという部分かもしれませんが、それらは、まずこの事業の急いでいることと、必要性を住民の方にも理解していただくというのが一番だとは思っております。そういった部分で考えておりますので、そういうふうな御理解をいただきたいと思っております。

また、特色とかこれらの部分につきましても、住民説明という部分はさせていただきたいと思えます。写真にあるこの東棟にも昨日で50名の入院患者さんがおり、西棟にも47名の入院患

者さんがいるという現状がありますので、それらを踏まえてこの地区での建てかえ、改築というのは早急という方向性はあります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） このたびの国の補正予算を受けまして、今県議会のほうで補正予算が議論されているようですけれども、これの中に医療施設の耐震化臨時特例基金の積み増し、これも予算計上されているようでございます。これが該当するかどうか、そこらあたりも企業局等で研究しておるようでございますから、これは東和病院の改築に当たっての補助事業の対象になるとすれば、この部分だろうと思いますが、これが対象になるように今後努力していきたいということで企業局のほうで検討しておるというふうに理解しております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） ぜひ地方自治体病院にとって必要性があって、それが補助に乗るんと乗らんのでは全然、後財源、いわゆる財政が全然違うという点は重く受け止めておっていただきたい。やっぱりその立場でやっていかんと、私、先ほどちょっと私自身の推定でいって悪いんですが、やっぱり返済期間も大島病院と東和病院の改築、二つの改築でダブって償還する時期、これがわし七、八年って言ったけど、そうじゃないかもわからん。単純に私の推定です。やっぱりぜひその辺を真正面から取り上げて、できるだけ早い時期に補助金適用可能というのを全協へ報告、全協と言やあおかしいですが、町長のほうから議会のほうに報告できるように企業管理者のほうも町長のほうもあわせて努力を求めたいというふうに思います。その点はよろしいですね、各氏。企業局はさっき言うたから。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今財政課長が説明しましたように、今県のほうで病院関係の耐震のための補正予算、要するに基金の積み増しが行われておる状況でございます。私たちは、ぜひともその基金からこの東和病院の耐震改築について補助を受けたいというふうに思っているところでございまして、当然議員さんがおっしゃられるように補助金があればそれだけ起債は少なくなるということでございます。そして、起債の中でも同じ病院事業債ではなくて、過疎債が使えるればそれだけ有利になって、同じ償還をするにしても大財源になるということでございますので、今補助金プラス過疎債プラス公営企業債という形になれば、一番理想的なことになるんじゃないかと思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほど質問した中で、特徴ある病院建設機能強化についての答弁の中で、実際的に部長の答弁は療養病床含めて考えていくという答弁がありました。大島病院を

つくるときに、思い出していただきたいのは、一つは計画に上がっておった、もう一つはいわゆる特例債を可能として行うんでという下りがあって、実際的には療養病床を60、一般病床を39ということで計画しましたね。それで、実際的には今度は病院事業債、過疎債補助という格好の中で、確かに実際的には要望強いと思うんです、療養病床の要望。いわゆるあの地域では非常にそこに頼らざるを得ないという療養病床的な状況もあるというふうにあります。それでもう一方では、点数等低いために収入が少ないという側面もあります。その辺で、要望と財源の関係で言ったら相反する部分がありますが、実際的に町長でも企業管理者でもええんですが、療養病床そのものが導入することが可能というふうに考えておるのかどうなのか、答弁を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 御指摘の東和病院の病床数についてですが、今の残りのほうが71床ほど残っておって、今の改築しようというところは60床ですが、これについては、一般病床か療養病床かということで、議員さんの御指摘のように、療養病床であれば、少し長期に入院できる。そのかわり、非常に1日の単価が安くて経営を圧迫するという状況です。で、一たん療養病床にしますと、一般病床に戻すことはほとんど、先ほど言いました必要病床数、柳井地区のから考えてほとんど不可能なんです。それで、一般病床を療養病床にするほうは、意外とスムーズにいきますので、今回の段階では一般病床でと考えておりますので、現在あるほうも療養病床にすることは、規格とか、廊下の広さ、病室等で問題ありませんので、そちらのほうは移行できます。ですから、その辺は両方を考えながら、議員さんのよく御存じのように、経営と両方考えながらやっていきたいと思っております。で、さしあたってもし、今さっきから言います補助金がつく場合には60床をつくりますから、その1割は減らさなくてはいけないということで、最低54床には交付金を通った場合にはそうせざるを得ません。先ほどから言いますように、まだこれは相手が県のほうですので、それをもらえるのかどうかということは、まだ正式な書類が来ないことにはできませんので、この辺はまたマスコミ等入っても少し困ることで、今年度ちゅうか12月までには返事は来るかと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。（「あと30秒」と呼ぶ者あり）

議員（8番 広田 清晴君） 私が出発時間間違えちゃったらあれですが、3分ぐらいの出発やなかったかというふうに思っております。（「2分、あと1分」と呼ぶ者あり）あと1分。実際的に、論議できない部分も実際にあります。というのが町長の所管の実際的なT P Pの対応について、本当に概算で示したように実際的にはそれで済むのかどうかも非常に違う部分があるというふうに思いますし、ただ、全国的にもかなりこのT P Pに対する批判はかなり大きいものがある。したがって、周防大島町長も反対の立場を堅持して、やっぱりきちっと対応していただきたいと。

また、さっき読み上げたＴＰＰに関する特別緊急決議、これをもう１回きちんと取り上げていただきたい。

それと。もう一つは、きょうほとんど議論がなかったわけですが、９億３，０００万円ですか、一応その８５と１５でしたか、それで地方自治体のほうが８５ということですが、実際的にその金額を算出するときには、少なくとも対象になるかならんかは結果的にあったとしても、その自治体自治体がやっぱりお金を払うわけですから、少なくともその自治体がアイ・キャンに、その制度を整備をするためにいくら払ったとか、それをやっぱりきちっとつかんじょかんといけんのじゃないかと。ある程度、例えば周東が加入する場合、またいろんな自治体が緊急に加入したと思うんですが、それなりに払ってきよるといふふうに思うんで、その辺の支払いもきちっとしていただきたいということを再度お願いして一般質問を終わります。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員の質問を終わります。

暫時休憩をします。１時から再開をします。

午後 0 時 03 分 休憩

.....
午後 1 時 00 分 再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがございましたので、答弁をしていただきたいと思います。嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 先ほどの杉山議員さんの質問の免許取得者の町内別の人数について御報告いたします。旧久賀につきましては 11 人、旧大島が 13 人、旧橘が 9 人、旧東和が 19 人で、52 名でございます。

そして、今、免許の再申請していない人が 3 名あって、全部で 55 名となります。

議長（荒川 政義君） それでは、一般質問を続けます。

5 番、平野和夫議員。

議員（5 番 平野 和生君） 5 番、平野です。かぜぐつが悪くなって晩まで持つかどうかかわらんのですが、もし倒れたら A E D をよろしく願いたいします。もし亡くなったことがあったら、僕の遺産は皆さんに、町に差し上げますんで。（発言する者あり）借金のほうが多いと思います。（笑声）

それでは通告により 3 点ほど質問をいたします。

まず、第 1 点目体験型観光についてを問います。

周防大島町体験型観光推進協議会の運営並びに民泊受け入れ状況、農漁家民泊の受け入れ勧誘についてお伺いいたします。体験型観光推進協議会が発足して、これは 2 年と書いておりますが、

実際は3年目だと思います。町長の目指すところのにぎわいの創設、農漁業が衰退する中、農漁業と連携した観光産業の発掘、創設は、まさに我が意を得たりで、多いに賛同するものであります。

民泊体験校は21年、22年度の、同一中学校1校だけでしたが、来年、23年度は現在のところ17校、生徒教員合わせて3,422名の皆さんが本町に来られ、うち15校、3,000人余りの方が農漁家に民泊体験をされると聞いております。議員の皆さんには表を配っていると思います。上にある、キタカツというのはちょっと僕のミスであれば関係ないことで、その17校が本町に来るということで御理解をお願いします。

町長にお尋ねいたします。22年度の周防大島町体験型観光推進協議会総会において、21年度事業報告並びに22年度の事業計画の説明を受けて、23年度からの本協議会の組織を改正するに当たり、全議員の皆さんに評議員になっていただき、組織運営を強化していただければいかがでしょうか。

また、21年度の民泊受け入れ農漁家70軒、22年度は目標120軒に対し、6月末までに63軒、11月末までに150軒を目標にするとありましたが、現在は何軒受け入れ農漁家があるのか。

最後に、民泊受け入れ強化を図るためにも、新しく民泊を受け入れてくださる漁家で小型船舶の検査のない、いわゆる、漁以外で人を乗せる許可を受けていない船に対して、検査料金、これは船の長さによって違います。大体、二万円から三万円かかります。検査料金と検査上必要な用具、救命胴衣、消化器等、これも人数によりますが、大体二、三万円かかります。これを補助してはいかがでしょうか、町長の考えをお聞かせ願います。

続きまして、ケーブルテレビの勧誘促進をということで、ケーブルテレビ、アイキャンの工事が粛々と進んでおります。町としては加入促進のため、どのような努力をされているのかお尋ね申し上げます。

次に、火災警報器の設置の周知徹底をということで、高齢者宅及び、公共施設にはほぼ設置が行き届いたと思われませんが、一般家庭には周知徹底がまだなされておらないように思います。義務化まで半年余り、周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。以上三点よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平野議員さんの体験型観光についての御質問についてお答えしたいと思います。

体験型観光につきましては、御承知のとおり、現在の観光形態が見る観光から体験交流へとシフトしているという傾向にあることから、本町におきましてもにぎわいの創出といった観点から

積極的に推進しているところであります。特に体験型修学旅行の誘致は、私達が子供さんから元気をもらい、子供たちも周防大島の風土に触れ、人に触れながら心で感じる体験をしていただくことで、お互いの心が高まるという精神的な効果があると確信をしているところであります。

平野議員さんにおかれましては、浮島地区の民泊受け入れ家庭の開拓や、体験プログラム等、当初からこの事業に深く関わっていただいております。大変ありがたく思っている次第でございます。また今年度、民泊受け入れや体験学習に御協力いただきました議員さん方にも、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、御提案の評議員の件でございますが、周防大島町の体験型観光につきましては、平成20年6月に発足いたしました周防大島町体験交流型観光推進協議会を中心に、皆さんの御協力を得ながら計画、事業運営を行っております。評議員につきましては、現行の規約では、行政機関の職員をもって充て、評議委員会は協議会長の諮問に応じて開催し、必要な事項の審議を行うとなっておりますところでございます。体験型観光の事業運営につきましては、日頃から議員さん方からも機会あるごとに積極的な御意見と御提案をいただいているところであります。平野議員さんの御提案は大変心強く思いますが、協議会の体制強化につきましては、私どもも必要性を認識をしているところであり、協議会においても、運営委員会等でこの件につきましても検討協議する方針であるというふうに聞いておるところでございます。また、御協力いただけるといたしましても、どういった形でかかわっていただけるのが効果的なのか、検討協議が必要ではないかと考えております。

次に、民泊受け入れ家庭の数でございますが、今年度は、11月1日から13日までの神奈川県の中学生185名が昨年に続き本町に訪れ、61軒の民泊受け入れ家庭に御協力をいただきました。13日の離村式には私も出席いたしましたが、生徒の皆さん、また、受け入れていただいた方々など、感動のお別れ式でございました。

御質問の民泊受け入れ家庭の軒数につきましては、平成22年11月末現在、120軒の方からの御協力、御了解をいただいているところですが、今後も民泊受け入れの御協力は引き続きお願いをしてまいり所存でございます。

最後に、新しく民泊受け入れを希望される漁家で、人を乗せる許可を受けていない船に対しまして、これの検査等にかかる経費の補助についての御質問でございましたが、既に、体験型観光の先進地において同様の措置をとっているところもあるようでございます。したがって、経費のどの部分を助成するかということにつきまして、事業に協力いただく方の負担の軽減を少しでも図れるよう、先進地の事例などを参考にしながら、協議会において検討していきたいと考えております。

来年は17校、3,000人を超える生徒が春と秋に本町を訪れることになっております。引

き続き、本事業に対しまして御支援、御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

次にケーブルテレビの加入促進の御質問でございますが、先ほど、広田議員さんの御質問の際、御説明申し上げましたが、本議会でCATV加入促進事業基金条例並びに補正予算を計上いたしまして、加入促進のための基金を創設し、その基金をもって加入者の初期導入費用の軽減を図り、少しでも多くの方にケーブルテレビに加入していただこうと考えております。

現在、株式会社アイ・キャンと町とで、まず最優先に地上デジタルテレビ放送が受信できない新たな難視聴地域及び県内デジタル民放波が受信できない民法難視聴地域の皆さんに対しまして説明会を順次開催し、ケーブルテレビへの理解を深めていただいております。

また、これら難視聴地域の方には、加入の手続きとあわせて、国庫補助金やNHK助成金の申請も必要でありますので、この手続きも書類の記載箇所を最低限に抑え、簡単に行えるように工夫をして、加入者の負担軽減を図っております。今後も、ケーブルテレビへの認識や認知度を高めるために、各地区で説明会を開催していくとともに、広報等を活用し多いにPRしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆さんにおかれましても、積極的な御協力を願ひいたします。

続きまして、火災警報器の設置の周知の御質問をいただきました。平成16年の消防法改正におきまして、新築住宅につきましては、全国一律に平成18年6月1日より、既存の住宅につきましては、各県で対応が異なりますが、山口県では平成23年6月1日までに、平野議員さんの御指摘のとおり、住宅用火災警報器を設置することが義務化されております。お尋ねの住宅用火災警報器の設置に関する周知の件ではありますが、最初に平成20年6月の広報すおう大島でお知らせをして啓発を行っております。

次に、周防大島町では、75歳以上の高齢者所帯等を対象に、平成21年度の国の補正による地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、平成21年10月1日から住宅用火災警報器貸与事業を始めることといたしました。この事業の開始に当たりまして、住宅用火災警報器貸与事業の内容にあわせて、住宅用火災警報器の設置の義務化につきまして、平成21年9月号の広報におきまして掲載しPRをしたところでございます。平成21年12月には貸与事業のお知らせと申込書を自治会配布にあわせ全所帯に配布をいたしましたが、その際にも貸与事業の趣旨と住宅用火災警報器設置義務化の啓発をいたしております。また、平成21年10月から11月にかけて、民生児童委員会や消防団幹部集会などの機会をとらえ、住宅用火災警報器の設置義務化と、住宅用火災警報器貸与事業の内容のお知らせをし、周知について御理解と御協力を願ひしているところでございます。

なお、住宅用火災警報器貸与事業は、平成23年3月31日で終了予定で、これにより高齢者所帯等につきましては、最低でも火災警報器1個はほぼ取り付けが完了するものと思っております。

住宅用火災警報器の設置義務につきましては、罰則がないために設置についての現段階での進捗は必ずしもよいと言える状況ではないようではありますが、地域間でも温度差があるようでございます。消防庁調べによる平成22年6月現在の住宅用火災警報器設置状況の推計普及率の全国平均は58.4%で、なお山口県は43.1%と発表されております。ちなみに、柳井広域消防署管内では41.6%の普及率となっております。住宅用火災警報器は火災の発生をいち早くキャッチし、知らせる装置でございます。その設置目的は、住宅火災による逃げ遅れを防いで尊い命を守ることにあります。罰則はないとはいえ、火災から自分や家族を守るためには有効な手段でありますので、今後につきましても柳井地区広域消防組合など関係機関とも連携しながら、広報等を通じて平成23年6月1日までの住宅用火災警報器の設置義務化について周知を図るよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） 先日配られた町の広報紙の中で、表紙も飾られて、2面、3面を割いてこの民泊のことが取り上げられておりました。町長がいかにか力を入れとるかというのは、それを見てもわかるところであります。

この表を見ながらちょっと再質問させていただきます。先ほども申したとおり、15回の来年は民泊を予定しております。第1回目、第2回目、第3回目は、4月、5月、6月、1回ずつということでそんなに問題もないかなと思いますが、4回目が6月8日からですよ。それから、5回、6回とかけて、要するに9日間で受け入れが延べ190軒近くになるわけです。で、今は120軒の受け入れ農漁家があると聞いております。どうしてもダブるところが必然的に70軒は出てくると思います。ましてこの時期は梅雨入りが当然予想されるわけで、大変だなと思うのが僕の感想です。もっと凄いのは、10月を見ていただいたらわかると思うんですが、10月12日から8回目が始まるわけで、それから28日までの17日間でこれ6校の受け入れですよ。延べ500軒前後の家庭が必要となるはずなんですよ。この17日間で500軒前後の受け入れということは、現在の120軒を思うと、もう6校のうち4校受け入れなければならないということになりますよね。農漁業忙しい中、大変だろうと思っております。目標は200軒といわず、300軒、400軒を目標にしていきたいと思っております。

小型船舶の補助金と言ったのは、あくまで春先の民泊の場合は、恐らく農業の方面はあまりないわけですよ。みかんもぎに行くこともないし、ほとんど漁業が中心になるんじゃないかと思うんですよ、体験。そうしたときに、我々は、私はもう小型船舶は取ってますから要りませんけど、新たな受け入れ漁家をお願いするときには、今の若い世代の子は取っておりません、ほとんど。で、そういう補助金を出していただければ、五、六万円かかりますが、僕らも誘いやすいわ

けですよね。今の状態では、浮島地区、前回は17軒受け入れていただきましたが、もうそれがない限り小型船舶を持ってない漁家には全然誘われたいわけですよね。その子供たちを乗せて沖に出ることができないわけですから、法律違反なわけで。そうしたときに補助金があれば誘いやすいかなと思っております。

それで、最初に言った120軒も、とてもじゃないが全く足らんと僕は理解しております。学校は来たのはええが体制がまだ整ってないんじゃないか、もう町のほうが向こうの学校に対しても大変失礼になるんじゃないかと思っておりますので、これからその、今120軒ですか、それが200軒、300軒になるよう努力していただきたいと思いますが、その辺りはどういうふうな登録目標というか、現在行っているかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（荒川 政義君） 吉村商工観光課長。

商工観光課長（吉村 昭夫君） 平野議員さんの御指摘のとおりでございます。平成23年度、春と秋、特に秋については、大変厳しいスケジュールというようになっております。私どもも11月末現在、120軒ということで、先ほど町長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、今現在大体130軒前後というように了解を得ておるという状況でございます。軒数につきましては、当初150軒あればというようなことを考えておりましたけれども、実際今の状況としては、150軒という目標以上の、できるだけ可能な限り開拓、お願いをしていきたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） ここに昨年度の受け入れ民家の方にアンケートとった結果がございます。それによりますと、また来年も、去年ですから来年というのはことしですよね。受け入れてもよいという家庭が69%、要するに3割はもう受け入れたくないということと認識されるんじゃないかと思っておりますよね。で、120軒募ったのはいいけど、その3割がもうどうでもええんじゃないかという気持ちでおられたらまた困るし、それと、去年民泊をやられた方と、ことしやられた方、重複された農漁家は27件しかありません。61件ことしは、町長もおっしゃられましたよね、61件民泊やられて、そのうち2回、2年続けてやっていただいた方は27件しかありません。こういうことを思うと、あの期間に集中して6校あったら、もうその6校の中で1校でいいよと言う農漁家がおったら、この500軒必要となった場合は500軒の受け入れ農漁家が必要じゃないんかと思っておりますが、町長、どう思われます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） この受け入れ家庭がないと、そのホームステイのついた修学旅行の受け入れというのはできないわけございまして、そしてまた今旅行会社のほうがいろいろPRして回ってこの修学旅行を誘致していただいておりますが、これもやっぱりそういう体

験型の修学旅行で、なおかつその民泊がついておる、要するにホームステイがあるよということが売りでございますので、そのホームステイができなければ、それは致命傷でございます。

それで、今周防大島町体験交流型観光推進協議会に職員を少しずつ充実をしながら、そしてその受け入れ家庭の開拓を行っておるわけございまして、今おっしゃられたように、500軒というのはちょっと何か無理のような気がしますが、せめて250軒ぐらいは必要なのではないかということを考えております。

それで、昨年受け入れていただいた方で、今アンケートの結果をお示しいただきましたが、やはり7割ぐらいはまたやってもいいよという方もおられました、その同じやってもいいよということでも、毎週やってもいいよというかどうかは、また別問題でございまして、毎月ぐらいにしてくれとか、春と秋にしてくれとかちゅうようなことはたくさん意見を聞いております。そして、30%の方はもうちょっと、やめたいというよりも、むしろ物理的に受け入れがたいというような方、例えば対象の問題があったり高齢の問題があったりしたというふうに聞いておりますが、いずれにいたしましても、受け入れていただく方、旅館業とか民宿業じゃないわけですから、やはり月に1回ぐらいが限度じゃないかと思っておりますので、やはりその受け入れ家庭を十分確保するというのが、この事業を推進するために一番大きなネックになるんだろうと思っております。

それで、今申し上げましたように、協議会の中に専属のそういう受け入れ家庭を開拓する、要するにその説明に歩くという職員も今置いておまして、町内をずっと説明に歩いていただいておりますが、少しずつふえております。しかしながら、来年の4月からということになりますと、もう間もなくでございますので、ぜひとも受け入れ家庭の、例えばありそうな、あっこはどうだろうかということがありましたら、議員さんのほうからもぜひとも、あっこへ行ってみたらどうかねと、またはちょっとあなた方はどうかねというような声をかけていただきまして、情報をいただけたら、また私たちのほうでそこに説明に参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 平野議員。

議員（5番 平野 和生君） 長くなりまして、僕も命のほうが大事なんで、最後に250軒、300軒の受け入れ民家の獲得をお願いして、一般質問としたいと思えます。

ケーブルテレビと火災警報器のことは再質問は控えさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 平野議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 次に、11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村、一般質問1件だけさせていただきます。

少子化、高齢化が特に進んでいる我が町は、福祉の町としていろいろな方々が献身的にかかわっておられます。しかしながら、大変なお仕事なので、長くお世話をする事が続かない方が多くございます。体力も精神的にも疲れます。私も経験がありますけど、そんな中で10年もの長い間、自分の利益も顧みず尽くされている方へのありがたい表彰式が、平成19年度までは社会福祉協議会が主体になり10年以上福祉関係に従事された方々の表彰として行っておりましたが、大会行事を行う経費がないので、行事の福祉大会ができないとの理由で平成20年度から今年度22年度の3カ年は開催されておられません。しかし、山口県社会福祉大会は、毎年10月に行われております。10年以上貢献され、引き続き従事されておられる方を県福祉大会で表彰者として推薦しておりますが、ここで問題が起こっております。それは、町での福祉大会で10年表彰されていないと、県の福祉大会の表彰者として推薦できないのです。そのような決まりがあり、町福祉大会で表彰された方々を翌年度に県福祉大会に推薦し表彰していただくのですが、現在それができなくなっております。平成23年度から何とか周防大島町福祉大会を年に1度行うことはできないでしょうか。福祉の町として御協力いただけないでしょうか。町長のお考えをお聞かせくださいませ。

私は今回、周防大島町シニアクラブ連合会を代表いたしまして一般質問させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの周防大島町福祉大会の開催についての御質問でございますが、大島郡総合社会福祉大会は、大島郡社会福祉協議会主催で昭和52年7月の第1回大会から平成15年10月の第27回大会まで開催し、合併後は周防大島町総合社会福祉大会と改めまして、周防大島町社会福祉協議会主催によりまして平成20年3月の第4回大会まで開催をしたところでございます。本町におきましても、少子高齢化社会の進行、また多様化する個人の価値観や地域社会の変容など、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化しております中で、生涯を通じ、だれもが家庭や地域の中で心豊かに、その人らしく、安心して暮らせる地域社会づくりが求められております。こうした状況のもとで、本町において保健、福祉、医療にかかわっておられる関係者が一堂に会し、心の通う健康福祉社会の実現を目指して研鑽するとともに、多年にわたって社会福祉に貢献のあった方々を表彰し、敬意と感謝の意を表することは、今後の社会福祉の一層の発展につながることを思っております。今回の御質問につきましては、本年9月の民生常任委員会でも御質議をいただいております。後日社会福祉協議会に参りお話をさせていただきましたが、議員さんも既に御承知と思っておりますが、費用の問題及び人員の確保が困難で、開催し

ていない、また今後も開催が難しいというふうな回答をいただいております。

そこで、今後の対応といたしまして、町の表彰がなければ、町といいますか、町かまたは社協でしょうけど、この表彰がなければ県の表彰が受けられないということでございますので、町のほうにも実はまだ町の表彰規定というものは備わっておりません。そういうことからして、何とか県への表彰具申だけでもできないものかということは今考えておるところでございます。

ここでちょっと申し上げますが、町の表彰規定と申しますのは、当然その旧町には長い歴史があったわけでございますから、当然表彰規定もあったと思います。そして、私たちはまだ合併して今ちょうど満6年を迎えたばかりでございますので、この周防大島町での貢献度ということに対する表彰というのが、まだ期間が短いということから、表彰規定の設置までいっておりませんが、この町の表彰規定につきましても、今総務課のほうで検討を進めております。例えば、合併10周年とかいうことになりましたと、その場で町内のそれぞれの周防大島町に対する御貢献のあった方々を表彰するというようなことに対しまして、町の表彰規定が必要になるだろうというふうなことでの検討をしておるわけでございますが、そのような形で町の表彰規定に基づく表彰、それが県の福祉大会の表彰具申の条件としてかなうものかどうか、そこら辺も検討しなければなりませんし、また従来、社会福祉協議会が主催しておりました福祉大会で表彰しておりましたそのようなものを、大会ではない場でも、社会福祉協議会でできないのかということは、社会福祉協議会とも協議を重ねておるところでございます。例えば、その地区のそういう大会といいますか、敬老会とかまたは地域座談会、または社会福祉協議会の評議委員会総会というようなものがあるわけでございますので、その場で表彰したのがどうなのかと、対象になるのかならないかとかいうことも検討していただくように考えております。

それで、そういうことであれば表彰は十分可能でありますし、また県の福祉大会に推薦、表彰していただくように各種団体とも調整しながら検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

町といたしましても、周防大島町社会福祉協議会に、町の福祉施策の一翼をお願いしておるところでございますので、特に収益性の低い地域福祉推進事業等の経費につきまして町のほうからも補助をしておるところでございますので、社会福祉協議会のお話では、費用の問題もありますが、人員の確保の問題もある。もう1点は、合併後、旧町ごとに行う敬老会も社会福祉協議会が受けておるというふうなことから、それにプラスまたこの大会をというふうな懸念もあるようでございます。そういうところでございますので、何らかの形で県への具申がちゃんとつながるといような表彰ができないかということは十分考えていきたいと思っておりますので、もう少し社協との調整を図らせていただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） このたびのお答えを周防大島町の連合会役員会でいろいろくわしくお話させていただくつもりではございますけれども、やはり町として、いろいろと福祉に対する皆さんの貢献なさってくださいるいろんな形が、また団体がたくさんあります。それによりまして、やはり何かの形でやっていただくといいがなと私たちもいろいろ話し合っておりますけれども、もしそれができなければ、周防大島町シニアクラブとして何か対策を考えなきゃいけないがなというふうな話し合いをしておりますんですけれども、やはり色々と規約の問題、いろんなことがこれからそれを始めるに当たりましていろいろあると思いますけれども、この福祉の町といたしまして、やはり保育所からそういう障害の、また老人クラブ、いろんなものありますので、何かもしできましたら、ことしはそういう各地区のシニア老人クラブでそれぞれに10年表彰、手渡しでしまして、そして来年からまた町ができれば、一つにやっていただけたらというふうな考えでございましたけれども、なかなか経費の面、いろんなことがあると思いますけれども、何とかそういう福祉の町としてどんどんそういう方々が、後々まで長くそういう福祉に携わっていただけるよう続けていただけたら、大変幸せるかと思えます。何か考えていただければ老人クラブも幸せると思いますんですけれども、もしどうしてもだめなようでしたら、そういう対策を周防大島町シニアクラブ連合会として考えさせていかなきゃいけないかなというふうな話をまた役員会に話し、これからのことも考えさせていただきたいと思えます。

長く話しましても時間の都合がありますのでこれで終わらせていただきますけれども、また何かそういう連合会で話がありましたら、また次の機会にでもお話をさせていただきます。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 中村議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は明日、12月17日金曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（木元 真琴君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時37分散会